

環境社会配慮助言委員会

第 32 回 全体会合

日時 平成 25 年 1 月 11 日 (金) 14 : 30 ~ 17 : 38

場所 JICA 本部 2 階 229 会議室

(独) 国際協力機構

午後 2 時 30 分開会

升本 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

今年、新年第 1 回目ということなので、ごあいさつというほどでもありませんが、皆様明けましておめでとうございます。本年もお手柔らかにお願いいたします。

また、審査部の審査課のほうで助言委員会の取りまとめを行っておりました青木が異動いたしましたして、後任として篠田という者が参りましたので、改めてよろしくお願ひしたいと思ひいます。

篠田 よろしくお願ひいたします。

升本 それでは、本日は村山先生がご欠席ということですので、恐縮ですが、田中副委員長、よろしくお願ひいたします。

田中副委員長 それでは、皆さん、よろしくお願ひいたします。今ご紹介がありましたように、村山委員長が所用で今日はどうしても出られないということですので、私のほうでかわりに進行させていただきたいと思ひいます。

早速ですが、今日も議題が幾つかございますので、案件概要のほうからさせていただきますでしょうか。よろしいでしょうか、案件概要のご説明。はい、何か。

満田委員 メールでお送りさせていただいたんですが、ビルマのブルーチャン水力発電事業について、この環境社会配慮助言委員会、恐らく古い案件の継続案件ということで環境ガイドラインの対象外ということなんだと思うんですが、環境社会配慮助言委員会にはかけられていないんですね。それにつきまして、その取り扱いについてご提案がありまして、それについてはこの今日の例えばその他とかそういうところでぜひ審議させていただきたいと思ひまして、メールをお送りさせていただきました。

村山委員長からは、委員が議題を提案するような手続ということがそういえば決められていなかったということで、この助言委員会が終わった後に話題提供としてやったらどうかみたいなサジェスションもいただいているんですが、ちょっと私としては取り扱いを決める、助言委員会での議論といいますが、今後のやり方を決めるための審議なので、よろしければこの全体会合の中で扱っていただけないものかなと思ひまして、というご提案をさせていただきたいと思ひいます。

田中副委員長 急な話で、私も村山先生からご連絡を急遽いただいて、意見交換も若干ですけれども、させていただきました。ただ、今のお話はその他の中で扱わせていただきたいと思ひますので、取り急ぎ議題が用意されておりますので、そちらをまず先にやってから、

その他の中で扱わせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この2番の案件概要説明からお願いできますでしょうか。

福井 それでは、経済基盤開発部の福井と申します。

一つ目の議題として国道5号線の南区間改修事業の概要について説明させていただきます。この国道5号線の北区間につきましては、昨年来、この委員会でもご審議、ご助言いただきましたが、今回はこの南区間の事業になります。

背景ですけれども、カンボジアではインドシナ紛争、それからそれ以降、内戦等で道路網が大分損壊したんですが、その後、和平後以降、日本を含む開発パートナーの支援によって応急的な道路改修事業が進められてきています。そんな中、国道5号線は首都プノンペンと地方都市を結ぶ国内道路として、また、バンコクとの人流・物流を支える国際道路としてその役割が年々増加してきています。しかし、この国道5号線は簡易舗装であるということで、大型車の交通に耐えられなくて、状態としては非常に年々悪化してきています。また、各区間とも道路幅員が十分確保されておらず、今後の交通需要の増大に対応できない状況となっております。さらにメコン川水系の大規模な洪水、例えば最近では2000年とか2011年に大規模な洪水が発生しておりますが、そういった洪水による道路損壊というものが繰り返されています。

そんな背景から、カンボジア政府からの要請を踏まえまして、2010年11月にJICAとして調査団を派遣しまして、国道5号線の北区間と南区間を対象とした調査を行うことについて合意をしています。それに基づき、2011年2月に調査を開始し、その調査を開始した最初の段階で全体を見渡して、その結果と、あと先方との協議を踏まえて、北区間をまずは円借款事業として先行整備する方針として調査を進めました。これにつきましては、もう調査が終わり、現在 Loan Agreement に向けて協議中です。

この北区間を先行整備しようということで合意して以降、2011年9月に洪水が発生しまして、その洪水によって南区間の舗装も非常に大きなダメージを受けたということで、この南区間につきましても緊急に円借款事業として早期に実施するための調査を今回開始したということになります。これが今回の調査対象になります。

ちなみに残る中央区間ですけれども、これにつきましても、先方政府から南区間とあわせて調査をしてほしいという要請がありまして、現在、調査実施に向けて準備をしているところです。

本調査の目的ですけれども、この南区間を改修することによって、輸送能力の増強及び輸

送効率の改善を通じて、対象地域における輸送需要への対応を図り、もってカンボジアの経済発展の促進に寄与するというを目的としております。南区間の対象地域はこちらにある4州にまたがっております。内容としては道路の改修と、あと Kampong Chhnang という大きな市街地がありますので、それを迂回するバイパスの建設を想定しております。実施機関は公共事業運輸省になります。

調査の内容は、円借款事業としての審査に必要なこちらの項目になります。対象範囲は、こちらに地図がありますけれども、今回はこの南区間になります。南区間はプノンペンから少し北に行った Prek Kdam というところから Thlea Ma 'Am という区間まで約 139 キロございます。この区間の中で比較的大きな町は、この起点側から少し北に行ったオドンという遺跡がある町、それから、もう少し北に行った Kampong Chhnang という大きな町がございます。

環境社会配慮事項につきましては、今回の事業は道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転）に該当するというのでカテゴリ A としております。

環境配慮につきましては、カンボジア国の環境関係法令で延長 100 キロを超える道路事業の場合は EIA を作成し、カンボジアの環境省の承認を得る必要となっております。従いまして、本調査の中でカンボジア国の実施機関である MPWT を支援して EIA 報告書を作成する予定となっております。

また、社会配慮につきましては、今回の事業により道路拡幅を伴いますので、それに伴う影響家屋数は 2,000 戸程度と想定しております。ただ、この中で実際に移転が必要になる戸数につきましては、今後調査の中で把握していくことにしております。現在の状況としては、実施機関が既に公聴会を 12 月に行っておりまして、この調査の中で必要に応じてフォローしていくことにしております。

少し写真を載せておりますが、この左上のものが起点の Prek Kdam の状況です。こちら、オドンと Kampong Chhnang の市街地の様子を載せております。Kampong Chhnang では、このように大きな都市ですので、自動車、大型車だけでなく乗用車、それからこういったバイク、それから自転車といったものが錯綜しているような状況になっております。また、洪水の被害もありましたので、このようにポットホールが多数できていて、非常にダメージの激しい区間も存在しております。

この左上ですけれども、今回の対象区間の地域にはイスラム教を信仰する方が集団的に住んでいるエリアもございます。また、この右側のところは典型的な農村地域ということで、

今回の対象区間のほとんどはこういった農村地域が沿道にあります。一部区間で市街地を通るということになります。左下はオドンから数キロ離れたところにこのような観光資源ともなり得るような文化遺産がございます。右下ですけれども、多くは沿道のところに少し距離を置いて家屋が立地しているのが多いんですけれども、部所によってはこのように少し近いところに建物があるところがありますので、こういったところは移転等が必要になってくると考えております。

最後は調査工程ですけれども、調査のほうは 2012 年 9 月から開始しております、現地調査に入っております。今回このスコーピングの案ということで 2 月 1 日にワーキンググループを開催させていただきたいと思っております。そのワーキンググループの助言等も踏まえながら、もう一度現地で調査を進めまして、ドラフトファイナルを 2013 年 7 月にまとめて、ここの時点でもう一度ワーキンググループを開催したいと思っております。

以上でございます。

田中副委員長 ありがとうございます。今の案件、カンボジアの国道 5 号線ということですが、いかがでしょうか。ご質問等ございましたら。どうぞ、松本委員。

松本委員 ご説明ありがとうございます。実は今、別途ワーキンググループで議論しているカンボジアの別の案件にも若干かかわるんですが、いただいた資料ですと、9 枚目に工程が書かれていますが、この件についても調査期間が乾季、そして雨季の始まりぐらいで終わっていると。つまり雨季の本格的な現地調査はないという、そういうスケジュールになっています。これは外務省の開発協力適正会議で別の委員が指摘したことですが、トンレサップ湖の氾濫原にかかっている地域でもある。従って、漁業を含めた水生の生態系については十分に配慮してほしいということをそこでその委員は発言されておりました。つまりは、やはり非自発的住民移転はもちろんこれ、重要だとは思いますが、一方、そうした氾濫というサイクルを使った人々の生計手段というものも大事なのではないかという意見がその外務省の会合では出されておりました。

そこで私の質問は、これは PPP でもないですし、もう少し雨季を含めた EIA をワーキンググループで議論して、この工程表を変えるという可能性は残っているのかどうか、そのことを少し伺いたいんですが。

田中副委員長 よろしいでしょうか。

三宅 経済基盤部運輸交通・情報通信 2 課の三宅と申します。

松本さん、ご質問ありがとうございました。私も4年間カンボジアにおりましたので、大抵の当時の状況もわかるというか、経験も踏まえて申し上げますと、大抵現地の雨季というのが4月のクメール・ニューイヤー後から始まりまして、大体11月の頭ぐらいまで続きます。という意味では今回の現地調査というのは5月から6月中旬、それと8月、9月にもかかっておりまして、雨季の幾つかの現地状況というのはわかるんじゃないかと思います。

それとあと、トンレサップ湖は必ずしも雨季が始まればすぐに増水するわけではなくて、少しのタイムラグもありますので、そういう意味では4月、5月の雨季の初め、それと8月、9月というタイミングでも見ることはできますので、ある程度の雨季の状況というのは今回、把握は可能ではないかと考えております。

田中副委員長 どうぞ。

松本委員 ありがとうございます。でも、今おっしゃったのは現地調査の一番上の棒で説明されていましたが、環境社会配慮は上から3段目でありまして、8月、9月はかかっていませんし、ドラフトファイナルは7月の終わりというふうに説明があったわけで、今のご説明を真摯に受けとめれば、EIAのほうも8月、9月に線を引いていただき、その後ドラフトファイナルレポートを審議するのが妥当ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

三宅 了解いたしました。現地調査の際に、3段目、確かにおっしゃるとおり現地調査の環境社会配慮というのはちょっとずれておりますが、8月、9月のタイミングでも現地調査で環境社会配慮を行うことは可能かと思っておりますので、含めさせていただきたいと思っております。

田中副委員長 よろしいですか。他の点でいかがでしょうか。よろしいですか。

2月1日の案件のようでございますので、担当委員がもう既に決められておりまして、それぞれまたその際には詳しく資料をもとにご審議をいただくことになるかと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。この件については一応ここまでというふうにさせていただきたいと思っております。

それでは、案件概要説明の第2件目で、モンゴルのウランバートル・メトロ事業でございます。こちらはPPPということで少し変則の案件かと思っておりますが、ご準備ができましたらご説明をお願いいたします。

竹内 お待たせしました。民間連携室の竹内と申します。

本日は、ウランバートル市都市交通建設事業準備調査について案件の概要を説明させてい

ただきたいと思います。

こちらのほうはスコーピング案のワーキンググループを来月、2月25日に予定をしております、その前段階として、この案件の状況と概要について本日ご説明の機会をいただいたという次第でございます。

まず、事業対象地、対象国のモンゴルなんですけれども、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、右上に地図がございますとおり中国とロシアにすべて国境を面していた内陸国でございます。人口が約300万人ぐらいの国でして、一つの大きな特徴としましては、人口300万のうち約4割の110万人程度が首都ウランバートルに集中をしているという特徴がございます。国自体は非常に鉱物資源が豊富な国でございます、ウランとか石炭とかそういう埋蔵量が非常に豊富なこともあり、近年非常に経済成長を遂げているという特徴がございます。

こちら、ウランバートル市の地図、ちょっと見にくいんですけども、地図がございます。黒の点々があるところがいわゆる市街地でございます。ウランバートル市自体は東西に非常に長くて、周囲が山合いで囲まれておりまして盆地になっております。こちらの市街地の上のちょっと薄い灰色のところなんですけど、先ほど申したとおり非常に周辺の地域からウランバートル市に人口流入が起こっておりまして、この地域、山合いなんですけど、ゲル地区と呼ばれる遊牧民の方がテントとかでどんどん流入をしていて、都市自体が無秩序に拡大していくスプロール化現象というのが一つの問題になっております。

今回のウランバートル市土地交通事業の調査の背景なんですけど、まず1点目としましては、先ほど申したように人口流入が非常に進みまして、ウランバートル市の集中割合というのが今後さらに拡大していくと。現在は人口集中割合、現在というのは2005年時点で37.7%でしたが、2030年には約50%に見込まれておりますと。

一つ飛ばしまして、ウランバートル市の交通状況なんですけど、その人口集中と関係性をいたしまして、人口増加の速度に比べて車両保有台数が急激に増えております。過去3年間では人口増加1.1倍に対して車両台数1.8倍ということで、一つの都市問題が顕在化しているということが言えるかと思えます。

このウランバートル市の交通混雑の主要因なんですけど、一つは一番大きなところとしてインフラの整備不足と、あと急激に拡大しているということもありまして、交通ルールの遵守の不徹底、交通運用の管理不足等が挙げられております。

今回の協力準備調査のもう一つの大きな背景としましては、ウランバートル市首都のマスタープランというものが2000年にモンゴル国のほうでつくられております。他方、先ほど

申しましたように、急激に首都が拡大すると、人口流入が進むということで、2000年時点で策定されたマスタープランではもう実情に合わないということから、ここにございますように、2007年から2009年にわたって開発調査でウランバートル市の新しいマスタープランの策定支援というものをやっております。その中の開発戦略、幾つかございますが、その一番大きな1番目のところに都市開発を促進する公共輸送システムの構築というものが提言されております。今回のウランバートル市の都市交通建設事業準備調査といえますのは、先ほど申しましたウランバートル市の都市問題の顕在化、また JICA 支援のマスタープランを踏まえまして提案が民間企業のほうからあったものでございます。

調査の概要でございます。こちら、本調査は先ほど申しましたウランバートルマスタープラン及びその関連資料ということで、例えばウランバートルの都市交通については、例えば韓国が地下鉄の F/S をやったりとかというような資料がございますので、そういうものも踏まえてウランバートル市のメトロ1号線(東西ライン)を対象として PPP スキームで事業化検討を行うものとなっております。

調査の概要としては大きく三つに分けられると思います。1点目が社会・経済、事業環境の把握と。いわゆる事業のニーズや PPP コンセプション等の関連法制度の把握、2点目としましては事業実施計画の検討と提案、この中では需要予測、あとこれが一番大きいんですけども、スコープ・モード検討ということでして、公共交通機関をつくるに当たっては、メトロがいいのか MRT がいいのかモノレールがいいのか等々のモード検討をして、モンゴル側と丁寧に意見交換をしながら、一番あり得るべきモードというのを提案していくという内容となっております。

その他概算事業の積算とスケジュール検討、3点目は事業実施体制の提案となっております。いわゆる非常に本事業につきましては、約16億ドル程度の基礎インフラの大型のプロジェクトでございまして、実施体制をどうするのか、資金調達オプションをどうするのかということ相手をゼロベースで情報収集、意見交換を通じながら検討していくという非常にチャレンジングな調査でございます。

カテゴリ分類につきましては、鉄道セクター該当ということで A とさせていただいております。

現在見えております事業の概要でございます。軌道システムは MRT、路線の長さにつきましては 17.7 キロメートル、後ほどご説明しますが、一部を地下、一部を高架というふうに分けております。駅数は 14 駅程度です。線形に関しましては、地下空間は道路敷地の下、こ

こは後ほど申しますが、ウランバートル市の目抜き道路の下を通るような地下構造物を考えております。高架空間に関しましては、既存の道路の真ん中に中央分離帯がございまして、そこに設置をしていくという計画でございます。一部 17 キロメートルの端の部分につきましては、公共用地もしくは道路中心部に高架を建設するという計画でございます。

施工方法につきましてはシールド工法と、こちら先ほど一部の地下空間がございまして、なるべく既存の道路を交通整理、交通遮断をせずに行うという観点からシールド工法を提案するという内容になっております。

こちらの地図がメトロ 1 号線の現在の概要案でございます。この真ん中の大きな黄色いところですが、これがウランバートル市の中心部、官公庁街があるところでして、スフバートル広場という大きな広場がございまして、このあたりに市街地、商業地区、あと官公庁が密集しているという状況でございます。このオレンジ色の線が現在 17.7 キロメートルにわたる路線の予定地でございます。駅が 14 あるんですが、特にこの地下鉄部分の 6.6 キロというところは非常に道路渋滞が激しいところ、混雑なところでして、種々検討をして最も既存の交通に影響を与えないという観点から、シールド工法を用いた地下鉄ということを検討しているところです。

端のほうにいまして、約 11 キロメートルにつきましては高架ということを検討しております。

こちらが事業のサイト写真でございます。1 番から 6 番までプロットをしておりますが、先ほど申したこのスフバートル広場、中心部なんですけれども、この 2 番と 3 番の地図がございまして、非常に道路混雑が激しい地区でございます。逆にこの 1 番とか 6 番、路線の端のほうにいまして、ほとんど建物とかそういうものが少なく、交通量も非常に少ない地域と。このあたりというのは高架かつ一部を道路の中央部に高架を建設するという予定になっております。

最後に助言依頼内容と調査工程でございます。先ほど申し上げましたとおり、本事業は環境カテゴリ A ということで考えておりまして、今回 EIA レベルの調査のスコーピング案について助言を求めるといことをお願いしたいと思います。

スケジュール案でございますが、先ほど説明で申し上げましたとおり、本件は非常に大規模の案件でございます。モンゴル側と非常に何度も慎重に事業のそれこそモードの検討からスケジュールの検討等について慎重に行う必要があったという非常にプリミティブな、初歩的な調査でございます。ちょうどあと 2012 年 6 月、こちらは 4 年に 1 回のモンゴルの総

選挙がございまして、政権交代がございました。政権交代の結果、この調査のカウンターパートも一齐に総替えになってしまいまして、その結果、6月から9月については一度調査の立て直しを行った経緯がございまして、新しい政権に変わりましたが、年末には本調査のカウンターパート、コミッティが再度設立されまして、そのカウンターパートと協議をしながら最終報告書をまとめている段階でございまして。

今後のスケジュール、下のほうに書いておりますが、今回はモード、あと事業の概算等々について本調査で確定をしまして、モンゴル国内での意見集約を得た後、案件をさらに進めるべく、将来的には本格的な協力準備調査を打っていくということになるかと思っております。

以上でございまして。

田中副委員長 ありがとうございます。この件、ご質問、いかがですか。はい、どうぞ。

松本委員 すみません、何か、また私です。いや、というのはよくわからなかったからなんですが、そのスケジュール案を拝見させていただいたら「含む環境アセスメント」は2014年に書かれていて、今回の助言委員会はそのファーストクォーターか何か、そこに書いてあるんですが、これがどの調査なのか私にはやっぱりよくわからなかったんですが、これは一番下に書いてある詳細設計調査のためのスコーピングではないんですよね、さっき言ったモードと何とかというふうにおっしゃっていたので。このスケジュールの中では、今回やる調査はどれを指したんですか。

竹内 ありがとうございます。まず、今回の環境部のスコーピング案なんですが、現時点で集まった情報に基づいて、将来仮にEIA等々のプロセスを進めるにはこういうようなスコーピング案をつくる必要がありますねということで、現時点のものをご説明させていただき助言をいただきたいと考えております。将来さらに第2次調査をやる場合には、その結果を踏まえて第2次調査をやっていくということを考えております。

田中副委員長 よろしいですか。追加で、どうぞ。

松本委員 つまりガイドラインで書かれている中で見ると、これは協力準備調査に該当して、これに沿って調査をされるんですか。それとも、これに沿ってやるのは2014年以降、先の話なので、今回は協力準備調査の中でいくと、例えば何かもう一つ別のスキームがありましたね。開発計画調査型技術協力のようなものもあると思うんですけども、ちょっとイメージが湧かないのは、何かフルEIAではなさそうなふうにおっしゃっていたけれども、でも、これは協力準備調査だし、ではガイドラインのどこを見てこれは議論をしたらいいのかちょっと教えてもらえますか。

河野 それでは、審査部のほうからお答えしたいと思いますけれども、以前 PPP の案件については何回か議論がありまして、本件についても今回の協力準備調査の中ではスコーピング案までが作成されるということになります。ですから、将来的に EIA はつくるんですが、JICA のこの第 1 次調査の中では、そこまではいかないということです。ですから、第 2 次調査については JICA がやるのかもしれませんが、もしくは民間企業がやる場合もあるということで、一応ステークホルダーミーティングまでやるようなスコーピングができる場合には、この助言委員会にスコーピングだけをお諮りするということの整理をしております。

松本委員 わかりました。確認ですが、では、ここのフル EIA、通常のフル EIA 中のスコーピングのところだけはこれで見るということですね。

河野 そうです、はい。

松本委員 EIA は結構先かもしれないけれども、わかりました。

田中副委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

これも 2 月 25 日でしたか。担当委員も一応決められておりますので、もしその観点でまた見ていただいてよろしゅうございますか。

それでは、特にないようですので、また資料等を踏まえてご審議をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、案件概要説明は 2 件ということになりますが、議事次第でいきますと 3 ポツのところですね。スケジュールの確認ということになります。これは事務局のほうから紹介をしていただいてよろしゅうございますか。

河野 議事次第の裏に別紙でスケジュールがございますけれども、まず、1 点目としては 2 月 22 日のベトナム国ビエンホア～ブンタウ高速道路事業ですね。これの委員の確定ということでございます。現在予定されていますのは、石田委員、清水谷委員、田中副委員長、谷本委員、早瀬委員ということです。皆様のご都合と、あと他にご希望者はいらっしゃいますでしょうか。

二宮委員 はい。

河野 二宮委員。

田中副委員長 もしご都合のつく委員がいればご参加いただいても構わないということのようです。どうぞお願いしたいと思います。柳委員も大丈夫ですか。ありがとうございます。一応、二宮委員と柳委員がご参加です。

河野 それでは、7 名ということで確定させていただきます。

続きまして、今ご紹介いたしましたモンゴルのメトロ事業ですね。2月25日予定されてお
りまして、現在予定されている委員は佐藤委員、長谷川委員、柳委員、米田委員というこ
とでございます。これについてはいかがでしょうか。

柳委員 すみません。ちょっと僕は22日のほうに入りますので、25日は外してください。

田中副委員長 はい、わかりました。

河野 それでは、25日で。原嶋委員ですね。

田中副委員長 原嶋委員、それから作本委員。

河野 はい。

田中副委員長 よろしゅうございますか。またご都合がございましたらご連絡をいただけれ
ばと思いますので、よろしく願いいたします。

今のところ予定されている案件は以上ですか。

河野 はい、そうです。

田中副委員長 それでは、ありがとうございます。

それでは、次第のほうの4番目ですね。助言文書の確定のほうに移りたいと思います。

1番目の案件がアフガニスタンの件ですが、何か。

松下委員 3月の予定が書かれていますが、これは今、都合を表明したほうがいいですか。

河野 もちろん結構でございます。

松下委員 3月15日に私の名前が入っていますが、ウガンダの調査が実施される場合はち
よっとコンフリクトがありますので、3月4日か8日に変更したいと思います。

河野 では、3月4日でよろしいですか。

松下委員 4日のほうで。

田中副委員長 そうですね。はい。

柳委員 すみません、3月18日はちょっと都合があって出られませんので、外してくださ
い。

田中副委員長 18日、柳委員が外れると。他に今の段階でわかっている方は、はい、どう
ぞ。

日比委員 同じく3月11日、これもウガンダの関連でコンフリクトがありますので、も
し実施されるならちょっとずらしたいなと思います。

河野 すみません、後ほど申したいと思ったんですが、ウガンダのアヤゴ水力の件で先刻
ご連絡いたしましたけれども、3月の中旬に現地視察を行うということを企画しております。

日程としては3月11日から3月19日ということで考えていまして、参加いただく委員はワーキンググループで参加された委員の方々にお伺いしたところ、5名の委員の方がご参加されるということになっています。石田委員、二宮委員、日比委員、松下委員、米田委員ということでございます。

日比委員 私はそういうことで、11日を8日に移していただければというふうに思います。

田中副委員長 よろしいですか。

日比委員 すみません、ウガンダのほうの日程の確定というのはいつ頃をめどに出ますでしょうか。

河野 今申し上げたとおりで、一応これで確定したいと思っているんですが……

日比委員 これでもう確定したということで……

河野 ええ、確定したいと思っておりますが、皆様は大丈夫でしょうか。大体このぐらいということで以前もご連絡したかと思うんですが、今申し上げたとおり3月11日から3月19日ということで考えております。

日比委員 はい、わかりました。

田中副委員長 よろしいでしょうか。他の委員、いかがでしょう。今、2月、3月の日程の確認ですが。

それでは、ひとまずこの案でまた進めさせていただいて、ご日程が出てきましたら変更を適宜させていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、助言文書の確定のほうに移らせていただいてもよろしいでしょうか。

第1号の案件がカブールの案件ですか。それでは、これについてのご担当が高橋委員からでしょうか。内容のご説明をお願いします。

高橋委員 それでは、ワーキンググループによる答申案の策定の経過等についてご報告いたします。

このアフガニスタンのカブール首都圏開発計画促進プロジェクト都市内道路と、それから周辺道路計画策定プロジェクトスキューピング案ですけれども、ここにございますように、昨年12月17日にワーキンググループを開催いたしました。ワーキンググループ委員は岡山委員、作本委員、私、そして長谷川委員であります。この案件はいわゆる旧ガイドラインに該当するものです。そして、これは関連する案件がこの会合、委員会でもたびたび出てまいりましたので、皆様方もある程度ご承知かとは思いますが、このアフガニスタンの首都でありますカブール、この人口の集中、膨張、こういうものに対応する開発計画ということであり

ます。そして、全体で初め、ワーキンググループのときには 45 ほどの意見、質問があったんですが、それをまとめて 2 ページ、3 ページ目にあるような形になりました。

このワーキンググループでの主な論点としては、一つはこのプレ F/S というのですが、このプレ F/S 自体の位置づけを含めて、先ほどお話をしましたように関連をするさまざまなこのカブールの開発計画がございます。その全体計画、マスタープランとの関係、これについてきちんとしておいたほうがいいというのが 1 点であります。

それから、2 点目の大きなテーマとしては、スコーピングマトリクスがありますが、この各項目に空欄が非常に多かったんですね。この空欄というのが影響が果たしてないのか、あるいは影響があるのかないのか不明なのか、その辺もはっきりしないということ、そこについてきちんとしたほうがいいというのが 2 点目であります。

それから、3 点目の大きなテーマ、案件としては、この地域、遊牧民も多いということがあります。それから、イスラム社会ということで女性の参画といいたまうか、そういった遊牧民や女性、いわば社会的な弱者がいかにこの事業にかかわるのか、その社会的弱者への配慮、こういった点についてが 3 点目です。こういうことでいろいろ議論をして、整理をいたしました。

以下、簡単にご紹介をしていきますが、まず、全体事項としては先ほどのように本調査、プレ F/S ということですがけれども、これが通常の F/S あるいは EIA ということとどのように違うのか、どういう関係にあるのかということが 1 点であります。それから、2 番目は先ほどの全体計画との関係ですね。これをきちんとより詳しく説明をするということ、そして 3 番目は、その都市計画、この道路だけではなくていろいろなインフラがありますけれども、こういったものを単に道路だけではなくて、事前に今後の関係、連携も計画して考えておいたほうがいいのではないかとこの点があります。そして、4 番目は本事業の環境コストということ、この経済分析、これについてであります。そして 5 番目、これについても各項目についてステークホルダー会議の協議で示すということがあります。

それから、代替案の検討、これは 6 番目になりますけれども、これについてはちょっと図面がないとわかりにくいとは思いますが、周辺道路の代替案、これが A、B、C というようなことで示されているんですが、そもそもこの A、B、C がどのようにして選択されたのか、そういったことを含めて説明してくださいということになります。軍の演習地、その他の関係があるわけですが、そういったところです。

それから、スコーピングマトリクスについては先ほどお話をしましたように、空欄につい

て評価をし、影響が不明というようなことも含めてCがなかったものですから、そういうことを必要なところについては、設定するという含めて再検討するということです。そして、遊牧民、これについてはスコーピングの段階で対象項目として取り上げてほしいということ。それから、希少動植物、これについても先ほどと同様であります、特にC評価ということについて検討するということです。それから、10番目は雇用についてプラス評価ということあるいは地域内の利害の対立、その他についても評価について改めて検討してほしいということでもあります。

それから、11番目はこれ、環境配慮ですが、道路事業ということで切り土、盛り土があるわけですけれども、そういったものによる影響がないように配慮してほしいということですね。

それから、社会配慮としては12番目、これは文化財、墓地、その他がありますけれども、これについて事前に判明する場合あるいは工事によって判明する場合、いろいろな例があるかと思いますが、それぞれ適切に対応してほしいということでもあります。それから、13番目については先ほどの遊牧民に対する社会的な影響ですね。現地の政府機関等による扱いと、それからJICAを含めた国際的な扱いが若干齟齬のある部分がございます。そういった点についてきちんと調査、検討してほしいということですね。それから、14番目の補償の受給対象者、これについても土地を登記しているもの、これについては移転の対象というようなことになるわけですが、この遊牧民等、土地登記をしていないようなそういう人々もたくさんいます。そういう人々に対する配慮、検討を行ってほしいということが14番目です。

それから、ステークホルダー協議・情報公開については15番目、これは女性とか高齢者、そういった社会的弱者、こういった人々に対する協議集会、このステークホルダー協議そのものへの参加も難しいというようなことも聞いておりますので、そういった点について留意してほしいということ。そして、16番目は同様に遊牧民、これもそもそも遊牧民はこのステークホルダー協議の対象になるのかならないのかということ自身もなかなか土地に定住をしていないということもございまして、難しいようでありまして、影響がある、そういうことが懸念もされますので、可能な限り対象とするように検討してほしいという点、以上でございます。

田中副委員長 ありがとうございます。今のこの答申案の内容についていかがでしょうか。確認あるいはご質問、ご意見、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、それではどうぞ、米田委員。

米田委員 すみません、確認です。12番の1行目に消してある部分があるんですが、これは消してあるのが最終ということでよろしいのでしょうか。

高橋委員 これは消してあります。そして、「また」以下のところですね。工事によっては、「また、土木工事实施中に新たに遺産が発見され」と、こちらのほうで読むということでございます。

田中副委員長 いいですね。本文でこの「及び工事」というのは削除ということですね。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

鋤柄委員 カブールのこの関連する案件、確かに幾つかお伺いをしており、高橋委員がおっしゃったとおり、マスタープランとの関係というのは何度かお伺いしているんですが、ちょっとわからないところもあって、私がよく理解していないということなんですけれども、これはむしろワーキングの委員の方々というよりは JICA のほうにもし可能であれば教えていただきたいと思うんですけれども、この2番と3番に関するところです。

この新都市をカブールの郊外につくって、カブールの中心部で起こっている人口流入であるとか住環境の悪化ということを解決しようということを目標とされているということは何度か承りました。私、ちょっとわからなかったのは、今つくっているこの新都市にはどなたが住むことを想定されているのかというところがお伺いしているうちにわかるのかと思ったんですが、ちょっとわからなくて、その流入してくる方々、その方々に住んでいただくとしてつくっているのか、そうではなくて、カブールの中心部の環境が悪化しているところから変な言い方ですけれども、脱出してくるといいますか、そういう人たちのためにつくっているのかというところがちょっとわからなくて、この答申の3番目ですね。よそからいらっしゃる方々に住んでいただくとする、恐らく職業訓練ですとかいったような教育関係、そういう事業というのはすごく大事になってくると思いますし、現状は確かレンガ工場が周辺にあるというふうに承りましたけれども、レンガ工場であれば言葉はあまりよくないんですけれども、子供でも働けるというような状況もあるかと思えます。ですから、そのところがマスタープランでどうなっているのかというのをちょっとご教示いただくと理解しやすいと思いますが、よろしく願います。

吉田 ご質問ありがとうございます。本事業及びアフガニスタンのこのカブール首都圏の関連事業について、事務局側で担当しております吉田と申します。

本件は事務局側というより経済基盤部というのが内部での担当部署でして、そちらのもの

が本来は説明すべきなんですけれども、一般論という形でご説明させていただきたいと思
います。

まず、カブールの市内でさまざまなインフラプロジェクトが動いておりますけれども、本
件自体は都市開発を行うプロジェクトというよりも都市開発が進んでいくに従って必要にな
る外郭の環状道路という形ですので、本件自体は都市開発そのものや、居住環境の整備等
を行う事業ではないというのをまずご理解いただきたいと思います。そのうえで、本件の関連
事業である都市整備のほうは、JICA のほうで開発計画をつくりながら、実際にはアフガニス
タン国内のプライベートの不動産ディベロッパーが不動産開発を行い、分譲して住民が住ん
でいくという計画になっております。ですので、いわゆる旧市街のところでスラム化したよ
うな人たちを移住させて、貧困層の住宅地をつくるという事業というよりも、旧市街で都市
環境が悪化したあるいは田舎から出てきたというような形で、ただ、新しく不動産を購入で
きる余裕のある中間層のような都市住民をある程度想定した開発となっております。

そういう意味では、この都市に住む人たちすべてがいわゆる職業訓練の対象になるという
ことはあまりないのかなと思っております。そういうような都市計画をイメージしていただ
ければと思います。ですので、まさに全体会合のところで本事業の説明を行った際に、多摩
ニュータウンですとかそういったものを引き合いに出しながらご説明をさせていただいたと
思うんですけれども、そういった形での日本の郊外のニュータウン開発というのをイメージ
していただくのが一番イメージに合うのかなと考えております。

鋤柄委員 ありがとうございます。そういうふうには何となくは思っていたんですが。そ
れと、変な言い方ですけども、かなり余裕のある方々がカブールの今住んでおられるとこ
ろから生活のレベルアップといいますか、それに応じてこちらへ引っ越されるというか、生
活の拠点を移してこられると、そういうイメージでよろしいわけですね。

吉田 はい。まず、第一のターゲットはそういう方たちというのをイメージしていただ
ければと思います。

鋤柄委員 わかりました。

田中副委員長 よろしいですか。他はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

作本副委員長 作本ですけども、ワーキンググループに参加させていただいて、特に今
回、主査のほうから、高橋さんのほうからご紹介のありました遊牧民について、やはり我々、
東南アジアではあまり知らない問題群であるということで強調させていただいたことがあり
ます。私も中東諸国でやはり遊牧民というのが場所を変えながら、定住地を持たずに、慣習

的には環境にあまり負荷のかからない形で暮らされていると、そういうの見聞きしまして、テントの中に入ったりしまして、やはりこれは生活そのものを壊しちゃいけないんじゃないかと、そういう感じを持ったことがあります。

そういうことで、ただ今、主査からご提示いただいた答申案には3カ所ぐらいだと思うんですけども、この遊牧民のことが触れられております。私は特に8番の遊牧民についてガイドラインの別紙3の中で、やはりAカテゴリに取り上げるときの例示項目として遊牧民というのを入れていますので、やはりこれから特に東南アジアだけじゃない地域で事業を行う場合には、どうしても特別な注意を払うべき内容なのではないかという気がいたします。

あと、13番についてもこの遊牧民なんですけれども、「国際機関等の調査や取り組みを参考に」という意味は、これはちょっとわかりづらいかと思うんですけども、やはり他の国際機関でこの遊牧民に対して既に定住化政策をとっているのかどうかということは私どもはわかりません。何か私どもが考えると、定住化してもらったほうがいいかあるいは技術訓練したほうがいいんじゃないかと思いがちなんですけども、他の国際機関等でどういう姿勢をとっているのかということがわからないものですから、そういう意味で、他の取り組みを参考にしてほしいというようなことが入っています。

遊牧民ですと、例えばこのEIA等の調査の期間が雨季とか乾季ということもありますよね。あるいはステークホルダーのミーティングに参加できるのかできないかとかそういうようなこともあります。あるいは大家族制を持っているのかどうか、そういうこともわからないことがあります。16番にはこのステークホルダー協議に遊牧民が参加できるかどうかというようなことも高橋主査のコメントとして入れていただいておりますが、やはりふだん我々が身近でないこの遊牧民について知識がないことが私にはありますけれども、やっぱりあえて意識的にテーマとしてというか、トピックとして考えたほうがいいんじゃないかということで何カ所かありますけれども、私は提示させていただきました。

以上、コメントです。

田中副委員長 ありがとうございます。今のコメントは、この文案を何か変えるということではなくて背景を説明していただいたということですね。

作本副委員長 背景です。

田中副委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。私から2点ほどお尋ねしたいんですが、実はこのタイトルに都市内道路及び周辺道路計画策定サブプロジェクトと「サブ」がついているんですが、このサブというのは何か、サブのかわりに次の段階でも

う少しメインというか、何かそういうのがあるのかどうか。名前の意味を教えてくださいというのの一つです。

それから二つ目は、全体事項のところでは幾つか、1、2、3あたりでしょうか、あると思うんですが、一つ、1のところでは長谷川委員からのご質問の背景で、つまりプレF/SとIEEと位置づけているけれども、F/SやEIAとの役割分担を明確にしてくださいという指摘があり、これは恐らくこの後にちゃんとしたEIA等を行うんだと、そういう含意がここに入っているのかなと思いますが、そういう理解でよろしいのかというのが1点です。

それから、三つ目になるんですが、この2番とか3番の関係で、今回は道路計画のプロジェクトだと思うんですけども、にもかかわらず例えば3番のように都市計画に必要な生活インフラ事業との連携とか書かれておまして、この意味は恐らくもう少し生活インフラ系ということになれば、他の住環境整備であったり、あるいは空間スペースの整備であって、そういうことを考えられているのかなと思いますが、そういうものがこの道路事業の中に取り込まれているのかどうか。今の内容の面とタイトルの面と二つと合わせてお尋ねさせていただきます。

高橋委員 まず、タイトルにつきましては、これはJICAさん、事務局のほうからご説明をいただいたほうがいいと思うんですが、いろいろな全体のプロジェクトの中のサブというふうに私は理解をしております。

それから、プレF/S等についてですが、これは今後当然F/SあるいはEIAが出てくるわけですが、それが果たしてJICAが引き続き行うのかどうかははっきりしないということで、今後F/Sなどが出てくれば、また当然こういう対象になって議論していくというふうに私は理解をしております。

それから、この生活インフラについて、これは後ほどまた岡山委員に補足をさせていただきたいと思いますが、道路をつくって、道路だけで完結するのではなくて、またそのつくった後、作り直す可能性もあるわけですね。ですから、そういう必要なものは初めから盛り込んでつくったほうがいいのではないかとということですが、岡山委員、いかがでしょうか。

岡山委員 ありがとうございます。先ほどの多分、鋤柄委員の質問に重なると思うんですが、すみません、都市開発を専門にしているわけではないんですが、全く新しいまちづくりをするということに当たって、今回は道路だけを見てくださいと我々は言われているんですが、正直よくわからないんですね。鋤柄委員が言うように新しい町をつくるのであれば、どこに人が住んで、どこに学校があって、どこに病院があってということはもちろんのこと、私は

どちらかという静脈のほうがいつも気になるので、例えば上下水道を先に整備すべきであると思いますし、地下に埋設すべき恐らくは例えば電気であるとか通信網に当たっても、道路を敷いてしまう前に本来であれば整備したほうがいいんじゃないかなという疑問があって、まず、最初にそのような質問をさせていただきました。そのうえでコメントに残すときには、そのようなこともおいおい多分必要になるであろうということを踏まえて、できるだけ合理的につくっていけるように検討してくださいというコメントにしてあります。

田中副委員長 なるほど。よくわかりました。このサブというのは、では、これは事務局のほうからお願いできますでしょうか。

吉田 はい。本件、そもそもカブル首都圏開発について全体会合でもお話をさせていただいたかと思うんですけども、2008年、2009年ごろに開発計画調査、大きなマスタープランのところでカブル首都圏開発のマスタープランというものが作成されて、そのマスタープランに基づいて現在、この中でもご参加いただいた方多数いらっしゃるかと思うんですけども、パーセルワンという一部のパイロットプロジェクトについて不動産開発みたいなところを支援しているという事業ですとか、その周辺道路の今回のサブプロジェクトである都市内道路及び周辺道路計画策定サブプロジェクトあるいはこの新しい都市に持ってくる水をどういうふうに持ってくるかというところを検討している緊急水資源開発調査といったさまざまなサブプロジェクトあるいは別事業として開発調査が動いていたりします。

これはあまりにも都市を新たにつくるというのが大規模で、一つのプロジェクトではできないので、どうしても縦割りといいますか、小さくサブプロジェクトで割っているという事情から、個別に議論もさせていただいているんですけども、そういった意味で大きなくりの名前としてカブル首都圏開発計画促進プロジェクトというものが、その中で今回は幹線道路の計画策定を行うサブプロジェクトという名前で都市内道路及び周辺道路計画策定サブプロジェクトというのを使わせていただいております。

先ほどの副委員長の2番目の質問とも関連するんですけども、今回プレF/Sで終わりますけれども、可能性としてはこの先、F/Sあるいは事業実施をJICAで支援するというのもゼロではありません。ここはちょっと全く未定ですので、可能性の話にとどめておきますけれども、その際には例えば現在、計画策定サブプロジェクトという名前を使っておりますけれども、実施サブプロジェクトという名前で新たなサブプロジェクトができるかもしれませんという意味で、幾つかこの大きなプロジェクトの名前のもとにサブプロジェクトが同時進行中であり、これからも進行する可能性がある、そういうような形でご理解いただければ

と思います。

田中副委員長 どうもありがとうございました。丁寧に説明いただいたので、よく背景がわかりました。

他はいかがでしょうか。はい、どうぞ、日比委員。

日比委員 ありがとうございます。日比です。

先ほど作本委員から遊牧民の方々、女性の方々のステークホルダーなんかの参加のちょっとご説明を補足でいただいたんですけれども、これは作本先生にちょっとお伺いしたい、この一連のカブル首都圏の開発のワーキングあるいは助言委員会で、この2点は毎回必ず出てくるところなんですけれども、この点についてはスコーピング案に全く出ていなかったのか、出ているんだけども重要なのであえてもう一度強調していただいているのかということをお伺いしたい。

と申しますのは、今もご説明あったように、全体のプロジェクトがある一方で、個別のサブプロジェクトはそれぞれ部分、部分でやっていけないといけないというのはわかるんですけれども、社会環境配慮でかなりの部分が実はオーバーラップしているんじゃないかと、それぞれのサブプロジェクトの間で。そこの実は横の JICA さんのほうでの調査チームの連携がとれていないんじゃないかという疑念を持ってしまって、それでちょっとこういう質問をさせていただいております。

作本副委員長 今の日比委員ご指摘の最後のところにかかわるんですけれども、やはり私自身は、この遊牧民というのはあまり身近じゃないのが一般的かと思ひまして、それで、ぜひこういう機会にこれから中東に近い地域で遊牧民のかかわる案件を取り上げるときには注意していただきたいという意味で、意識的に今回ちょっと強調させていただいたことがあります。

例えば私もちょっと参加させていただいたこれまでのアフガンのケースでも遊牧民は必ず現状というか状況は紹介されてきております。例えば今回のこの遊牧民についても、いただいた資料によれば 800 世帯、およそ 5,600 人の遊牧民が地域を転々と移動するということですね。雨季にはどこの地域に移るとか乾季には移るとかそういうようなこともあるんでしょうし、私どもが実態を知らないということもあるかと思ひます。例えば道路をつくったことによって、道路の上をまたいで渡ればいいのかと、そういう考え方もあるかもしれないんですが、ただ、もう一つ一歩進めて定住化政策というのがやはり話の中で、我々の中で出てきたんですね。それが本当に好ましいことなのかどうか、ある意見はそういう意向を本

人たちが持っているということを開きますけれども、本当にそういうことを推し進めていいのかどうかについては必ずしもわからないので、他の国際機関等との比較をどうしてもやはりこの段階で勉強しなければということがもう一つの願いの中に入っております。よろしいでしょうか。

日比委員 よくわかりました。ありがとうございます。

田中副委員長 はい、どうぞ。

高橋委員 追加、補足でありますけれども、遊牧民ということで先ほど来お話が出ていますように、土地に定着していないわけですね。例えば道路に限りませんが、道路をつくったことによってその遊牧民の採草、家畜のえさの部分が極端に言えば少し減るということ、あるいは道路によって、家畜を横断させることによって交通事故、その他の影響も起きる、そういう影響が全く皆無ではない、影響があるわけですが、ただ、遊牧民は土地を社会的に所有していない、土地を定着していないということで、非自発的な移動の対象といたしまして、そういうものにはなり得ないという地元の解釈もあるということから、ややもすると、この影響の配慮から除かれてしまう可能性もある、そこを私どもワーキンググループでは懸念をしたわけです。

そこで、先ほど来お話がありましたように、少なくとも例えばスコーピングマトリクスにはそういう遊牧民といったような項目、きちんと対象であるということを明記していただくとか、あるいはステークホルダー協議には遊牧民も参加、対象ですよと言いながら、実際には遊牧民ははるかもう何百キロも遠くに行ってしまいますから、そういう人を協議があるから呼び込むというわけにもなかなかいきませんが、その辺はどのようにしたらいいのか、私ども明確な答えがあるわけではありませんけれども、できるだけそういう点についても配慮しながら遊牧民の生活について配慮していただきたいと、こういう趣旨であります。

田中副委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございます。いろいろご意見をいただきましたが、基本的にはほぼこの原案でよろしいかなと思いますので、あとは主査、関係委員のほうにお任せをいたしまして、もし必要なことがありましたら調整をしていただいて確定と、一応この本案で確定したいというふうに思います。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続いて二つ目の案件でございます。ウズベキスタンのナボイ火力発電ということでございますが、今日は主査の佐藤委員が欠席ですので、松下委員でしょうか。お願いし

たいと思います。よろしくお願ひいたします。

松下委員 それでは、佐藤主査にかわりまして私のほうから報告をいたします。

ウズベキスタン国ナボイ火力発電所近代化事業協力準備調査ドラフトファイナルレポートに対する助言案でございます。

ワーキンググループは昨年の12月21日に開催されまして、石田委員と佐藤委員と田中委員と私が参加いたしました。石田委員はメール審議で参加となっております。

事業の概要ですが、この事業はウズベキスタンのナボイ市近郊にある火力発電所に既に老朽化した火力発電所となっておりますが、それを新たに発電効率が高いガス火力発電所を導入するものであります。そのことによって発電所を近代化して、出力を増強して電力の安定供給を図るというものであります。昨年の3月にウズベキスタン国政府から我が国政府に対して円借款輸出に向けた要請がなされております。

ということで、全体としては古い、効率が悪い発電所をより効率がいいものに取りかえるということですが、問題としては二つあったように思います。一つは、現在既に事業を実施する前の状況として大気なり水なりの環境がある程度悪い状況であるということが一つであります。それからもう一つは、住民移転が発生するというところであります。

それで、助言案のほうですが、2ページのほうをご覧いただきたいと思いますが、ドラフトファイナルレポートにおきまして供用段階における評価が書かれておりました。大気と水と地球温暖化ですが、その評価が正の影響と負の影響がそれぞれ書かれていて、同程度の評価となっていて、そうしますと、トータルでどういう影響があるかというあたりがわかりにくい表記になっておりましたので、それについて工夫をしていただくと、そういう趣旨であります。

それから、2番目と3番目と5番目は同じ趣旨であります。廃棄物処理あるいは河川生態系と地球温暖化緩和策、それから地域社会、住民移転、雇用生計に関する対策等に関する費用負担が明記されていませんでしたので、これに関する費用負担を明記するように助言をつくっております。

それから、4番であります。住民移転による正の影響がNにするということと、負の影響をAにすると、そういう助言をしております。

それから、補償についてですが、ドラフトファイナルレポートの中でステークホルダー協議のときの記録が出ておりましたが、そこで10戸の建設中の建設使用者から補償に関する不満が出されておまして、それに対する対処方針が書かれていなかったもので、それについ

て確認をしたうえで記述してほしいということでもあります。

それから、7番と8番につきましては、アンケート調査あるいはインタビュー等を実施しておりますが、それについての記述が不十分であるということでもありますので、あるいは得られたコメントの属性であるとか、あるいは意味合いとかそれを明らかにすること、それから、インタビュー対象として家族を選んでおりますが、その選定理由等を明記すると、そういったことの趣旨でございます。

以上が助言案の概要であります。

田中副委員長 ありがとうございます。それでは、内容についていかがでしょうか。ご質問であるとか、はい、どうぞ。

岡山委員 すみません、2番について教えていただきたいんですが、ちょっと聞き漏らしてしまったかもしれないんですけども、この廃棄物は鉱さいとか廃水に関してでしょうか。すみません、2番の廃棄物なんですが、具体的にどういう廃棄物ですか。

松下委員 運転中にいろいろな廃棄物が恐らく天然ガスとか焼却灰は出る、ちょっとわかりませんが、いろいろな運転で出てくる廃棄物について処理をするということが書かれていたわけですが、それをだれが負担するかというあたりの負担計画、負担の明細がなかったので、実際は実施機関が費用負担することになると思いますが、そういうことを明記していただきたいということでもあります。

岡山委員 ありがとうございます。実はこれ、改修案件ですよ。違いましたか。

松下委員 はい。

岡山委員 ですので、現行で多分出ている鉱さいや焼却灰のようなものの処理を既に行ってきたんじゃないかなというふうに推察されるんです。ですので、基本的にはこれ、新しくなった後も同様の処理の体系を保つんじゃないかと思うんですが、すみません、単なる疑問なんですけれども。

松下委員 事務局のほうから補足はありますか。

山田 中央アジア・コーカサス課長をしています山田と申します。

本案件を担当していますけれども、今、岡山委員からご指摘があったように、これは更新のプロジェクトですので、古いプラントを実はスクラップしていくということになるんですけども、金属関係が出てくるというのが一番大きいかなと思います。あと、当然生活系の廃棄物、ワーカーがそれなりの数働いていますので、そういったもの、そちらについてはもう既に確立されたプロセスがありますけれども、それから、スクラップ関係も実はこのプロ

ジェクトの前にコンバインドサイクルの1号機を建設する、それによって更新をしていくというプロジェクトをまさに今完工したところでやっておりますので、その辺ももう既に確立されたプロセスがあるということでございます。

松下委員 次の議題で多分紹介されると思いますが、この事業の環境レビュー方針の公害関連で廃棄物については、廃油、汚泥、生活廃棄物は法律に基づき処分場で処分されると、そういう記述がされております。

岡山委員 すみません。今、JICAからご説明があったことを勘案すると、ひょっとしてこれは古いプラントの解体もこの事業の中に入っていて、そのC&Dの処理についてはどうするんですかということが含まれて、要はランニング中だけの廃棄物ではなくというふうに聞こえたんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

山田 プロジェクトの更新をして、古いプラントをシャットダウンしていくプロセスについては、直接的にはこの事業の対象外になっています。

田中副委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

ちょっと私から1点、この6番のところに「住民側に不満が観られる」というんですが、この漢字はいいですかね、これで。これ、平山先生、どうですか。

平山委員 普通これは観察の「観」ですから、じっと見るという、映画を観るとかそういう.....

松下委員 それと、これはドラフトファイナルレポートにこういった趣旨のことが書かれていたので、表現としては住民から不満が表明されていたとか、それぐらいですね。

田中副委員長 わかりました。観察された。

どうぞ、原嶋委員。

原嶋委員 些細なことで、表紙の配付資料の4)のEIS、これは何の略、EIAではないんですか。

田中副委員長 そうですね。

平山委員 でも、Environmental Impact Statementと言うことがありますよね。

原嶋委員 それは、一般には評価書のことを指しているんですか。

平山委員 ええ、評価書のことですね。

田中副委員長 これ、もし確認していただいて、EISなのかEIAなのかということなんです、今のお話は。

山田 失礼しました。EISで。

田中副委員長 EIS でよろしいんだそうです。正式名称だそうですね。

原嶋委員 そうすると、関連してちょっと後ほどの議論になるかもしれませんが、結局 RAP は、これはいわゆる環境影響評価書はできているということで、これで見られるんですけども、RAP はでき上がっていないという状況なんですね。

山田 でき上がっています。

原嶋委員 でき上がっています。それはこのドラフトファイナルレポートの今回の助言の議論の中には提出されていて、こういう形になっているということでよろしいわけですね。

山田 そうです。

田中副委員長 よろしいですか。

それでは、これもほぼ原案のままということでご承認をいただいたということでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、助言文書の確定 2 件ということで、ここまで 参りました。

少し時間がたちましたので、休憩を 5 分ほどさせていただいて、この後、案件概要、環境レビュー段階、それからその他の案件ということで取り扱いをさせていただきたいと思えます。あの時計で 55 分ぐらいですね。よろしく願いいたします。

(休 憩)

田中副委員長 それでは、再開させていただきます。

案件説明、環境レビュー段階のこの案件ですね。まさに今、助言案のご報告があったナボイの火力発電についてのことでございます。では、これを事務局のほうからお願いしたいと思えます。

小早川 調査を担当いたしました産業開発部の小早川と申します。よろしく願いいたします。

まず、ドラフトファイナルレポートにいただきました助言への対応ということですが、こちらのほうにプロジェクターで映したとおり対応してまいりたいと考えております。

まず、一つ目ですね。先ほど松下委員からもご説明ありましたとおり、環境影響については、古い設備の廃止によりよくなる部分と、追加的に設備をつくるので悪くなる部分の両方があってトータルとしてどうなのかというのがわかりにくいというご指摘がございました。全体としては大気、水質、温暖化への影響ともよくなる方向ですので、それがわかるように例えば B+ ですとか若干差異をつけて、全体としてどちらに進むのかというのがわかるよう

な記述にしたいと思います。

二つ目、廃棄物処理の費用負担ということで、これは2、3、5番ですね。こちらは一部環境管理計画の費用負担のところ空白になっていた点を踏まえてご指摘いただいたところで、こちらのほうにそれぞれ実施機関の負担ですとか、あと河川の生態系あるいは地球温暖化緩和策というところは、実際にその設備を建設する段階で効率なり廃水処理の質なりがよくなっていくということですので、建設段階でのその費用に含めるというような記載ですとか、あと、5番につきましては、実施機関の負担という費用負担を報告書に追加していきたいと考えております。

4番のところは、ご指摘のとおり住民移転による影響の評価のところを修正したいと思います。

6番ですが、10戸の建設中の建物使用者に対しても金銭面の補償がなされるという方針を確認しております。

7番ですが、こちら報告書のほうのアンケート結果の質問項目だけ載っていて回答が十分記載されていませんでした。その点を踏まえてご指摘いただいたところでございます。十分にその回答が得られなかった背景ということで、アンケート調査とは別に質疑応答がなされていますので、その中で環境影響に関するクラリフィケーションがなされたため、アンケート調査では追加的なコメントが得られなかったのではないかという分析結果を記載したいと思います。それと、コメントですね。コメントというのは質疑応答の内容というところなんですけれども、こちらについても幾つか環境影響に関するクラリフィケーションとその回答がありますので、それについての分析を記載したいと思います。

最後の8番ですけれども、インタビューの対象、これはステークホルダーミーティングの他に直接個別で訪問いたしましてインタビューしたということです。その対象世帯の選択の基準についてご指摘をいただいております、これも報告書のほうに無作為抽出にて発電所に近い箇所での選定を行ったという注書きをしたいと考えております。

山田 それでは、次にA3の横の紙でございますけれども、環境レビュー方針のご説明をさせていただきたいと思います。

まず、全般的事項、下のボックスのところだけご説明差し上げますけれども、関連規制に関しましては、取水の許可等、事業実施に必要な関連規制の有無及び取得状況を確認してまいりたいと思います。それから、モニタリングのところは、モニタリング結果のJICAへの報告方法や頻度を確認し、また、フォームを審査時の合意文書にて実施機関と合意して

おくということにしておきたいと思います。それから、モニタリングの中身につきまして、モニタリング項目に苦情とその対応状況を含めるということをお願いしたいと思います。

実施体制ですが、苦情処理体制、こちらについても確認をしたいと思います。

次に、公害関連ですが、大気質、全体的によくなるということではあるんですが、1点ちょっとだけここに書かせていただいた NO_x の排出量シミュレーションの方法を確認することなんです、こちら実は EIA、当初昨年2月に承認を得た段階での前提と少し異なる状況がございます。上のボックスの大気質と書いてあるところに硫黄分の含有量の少ない天然ガスを燃料とするため、SO_x、SPM の排出量は極めて微量となる見込み、これに続いて NO_x の排出量シミュレーション結果によればウ国の排出基準を満たす見込みとあります。

このことについてなんですけれども、まず、硫黄分の含有量、こちらが当初の EIA では 0.03% ということで想定をしておったんですが、改めて今回確認したところ、硫黄分をほとんど含まない燃料を使うということになっています。まず、この点で前提が異なります。これは先ほど少し触れましたように、ナボイのコンバインドサイクルの1号機が完工しておりまして、こちらで新しいタイプの燃料を使うということで、そういった燃料の引き込みの作業も行っておりまして、質のいい天然ガスが使える状況になったということ踏まえてのことです。これによりまして、当初は排出ガスの温度を 126 度に設定し、シミュレーションして、煙突の高さを実は 60 メートルというふうに想定しておりました。これが硫黄分がほとんど含まれない良質な燃料が使えることになったことで、排出ガスを 126 度まで設定しなくても 100 度でいいということになりまして、その結果、排出ガスの上昇分が少し減りますものから、逆に煙突の高さは少し高くしないとイケないと、こういうことになりまして、シミュレーションの結果、排出基準を満たす値として、煙突の高さとして 90 メートルということで想定をしております。

今、既存の設備、1号機から12号機プラス新しいコンバインドサイクルのユニットが1ユニット入っておりますけれども、煙突の高さは結構まちまちでして、56メートルから180メートルまでまちまちでございます。今回は90メートルというのを採用するというで聞いております。従いまして、この辺のシミュレーション、当初の EIA と異なってきた部分について念のため再確認をすると、そういう趣旨でございます。

それから、水質につきましては、排水溝の下流地点での水質データを確認すること、それから、騒音なんです、工事中について少し夜間の騒音が基準値を上回るようになりますので、実際夜間に工事をするかということがまず問題になりますので、そこを確認したい

ということでございます。

隣のボックスで自然環境につきましては、特にございません。さらに隣の社会環境ですが、用地取得・住民移転につきまして、先ほどの説明のように 33 世帯の住民移転が発生しますので、取得用地の使用権の現状について確認をしたいと思います。それから、実施済みなんですけど、喪失資産の調査で影響世帯の全保有資産が網羅的に把握されているかということを確認してまいりたいと思います。今のところいただいている資料によると、土地自体は、実は私有は認められておりませんが、土地の使用権ということになります。それから家屋、それから樹木、こういった点については捕捉をされておりますが、網羅性について念のため確認をしたいということでございます。

それから、影響世帯に対して転居費用が支払われるということを一応聞いておりますけれども、念のため再確認をし、場合によっては合意文書に入れておくということにしたいと思います。生活再建策及び社会的弱者に対する支援の必要性についても確認をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

田中副委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

原嶋委員 全体としてはしっかり見ていただいていると思うんですけども、もしもう一度開催となると担当になっておりますので、ちょっと四つほどお聞きしてよろしいですか。

1 つは、一番最後の B4 ですかね、環境レビュー方針の今ご説明された表の中で、全体事項の上のほうに本事業に係る EIA 報告書は 2012 年 2 月 12 日に委員会により承認を受けていると、この EIA 報告書は先ほど松本先生からご報告いただいた協議の中に出されて見ていただいているということでもいいかどうか 1 点目。

2 点目が多分その中にあると思うんですけども、公害関連かどこかわかりませんが、更新による CO₂ の削減効果もかなりあるだろうと思うんですけども、それはもう、一応ここには CO₂ のことは出ていないんですけども、もう既にその中に盛り込まれて評価されているということでもよろしいかどうかという点が 2 点目。

3 点目が社会環境の中で、非正規住民 10 世帯への補償内容ということで、土地は補償対象外ということになっていまして、この非正規住民 10 世帯というのが先ほどの助言対象表の中でもありましたし、先ほどのドラフトファイナルレポートに対する助言案の中にもございましたけれども、建設中のいわば不満を見せているという言い方がいいかどうかわかりませんが、不満を見せている 10 世帯と一致しているのかどうか、ちょっと事実関係を教

えていただきたいということと、その非正規住民に対して、土地については補償対象外ということになっていきますけれども、これは非正規住民に対して土地を用意しているということとの関係である種の違いが出ているわけですが、その違いというのが適当かどうかということと、それがその下の今後の対応の中で取得用地の使用権の現状を確認するということもありますし、全体としてこの非正規住民 10 世帯については、家屋については補償されたとしても、ではどこに移転するのかということが RAP はできているというお話だったので、どういうめどを立てられているのか教えていただきたいということと、あと、ちょっと先ほど岡山先生からありましたけれども、解体に伴うものもかなり日本でいえば産業廃棄物というか、建設廃材がたくさん出ると思いますし、ものによってはかなりいろんなものが含まれているでしょうし、これのインパクトというか処理というのは、このスコープには入っていないということは、それはそれで結構だと思いますけれども、実際的な対応としては、まさかそれが投棄されたままということはないと思いますけれども、それについてどう対応されるか、ちょっと長くなりましたけれども、四つになったと思いますけれども、お願いします。

田中副委員長 よろしいですか、順番に。お願いいたします。

山田 それでは、1 点目ですが、EIA はこの 2 月に承認をされたバージョンを新しいものにしていきます。

原嶋委員 これは英語でできているということですか。

山田 はい。それから、CO₂ の評価もしております、すみません、今、削減量が出てこないんですけれども、それは評価をお出ししております。

それから、非正規住民に関する 10 世帯の件ですが、こちらは同じ人たちのことを指しています。

それから、4 点目ですが、移転先のこと……

原嶋委員 そうですね。

山田 移転先のことを聞かれておられましたけれども、この非正規住民というふうに表現しているんですけれども、実は、実際にはこの 10 世帯は建てかけでして、ですので、レジストレーションのできるステータスまで達していないということで正規な住民登録はされていないと、そういう表現が正しいかと思うんですけれども、従いまして、彼らについては別の住居を今現在持っております、この 10 戸が建設のステータスがさまざまなんですけれども、本当に基礎しかないような世帯も半分以上ありますし、壁が建っているもの、それから屋根の一部ができていますものみたいなものまでまちまちございます。

従いまして、この 10 世帯は上のボックスに書いてありますように、土地については補償の対象外ということで、新たな移転先を用意するという対応はございません。ですので、今住んでいるところにとどまると。ただし、家屋、樹木、そういったものが既に建てかけの土地の中にあるところに関しては、それを評価して金銭的な補償をするということでございます。

ここで正規の住民という表現をしている 23 世帯については、上のボックスに書いてあるとおり、居住地から 2 キロほど離れた土地に移転を予定しております。

それから、一番最後のご質問ですけれども、解体の対応なんですけれども、実はシャットダウンというところまでしか聞いておりませんで、シャットダウンというかオペレーションを停止するということとして、完全にその後、日本でもあると思うんですけれども、予備的な対応にそのまま残すのか、これが完工した途端に本当になくしてしまうのかというのはちょっとまだ固まっていないというふうに理解をしております。

原嶋委員 ちょっと今の点で。

田中副委員長 最後の点ね。

原嶋委員 今回の非正規の住民 10 世帯はそこにとどまる、ごめんなさい、あまり言葉尻をとらえて申しわけないんですけれども、ここには土地は補償対象外と書いてあって、家屋は補償しますと。多分、ちょっと正確にはずっと RAP を見ないで大変雑な所見で申しわけないんですけれども、自分の必ずしもタイトルがないところに何か家を建てて住んでいたと。建物は補償してくれるけれども、土地は補償しないと。そこにとどまると言われても、どうやってとどまるんですか。

山田 ちょっと私の説明が足りなかったんですが、その建てかけの土地には、この 10 世帯は住んでいませんでして、完全に別の土地に住んでおりますので、そちらのほうにとどまるという意味でございます。

岡山委員 先ほどの説明では、1 号機のほうも同じ状況で進んでいるということで、では 1 号機は解体が決まっているんですか。

山田 1 号機、最終的に解体するかどうかということまで正式には決まっていない状態ですので、すみません、2 号機と同じ状態というか、2 号機が相当するリプレイス先の状態と同じです。ただ、とめる先は決まっています、1 号機が旧 1 号機と旧 2 号機で、今回のものが旧 3 号機と旧 8 号機ということになります。

田中副委員長 はい、どうぞ。

清水谷委員 このたびの新型の火力発電所ができるというところで、評価方法が古い施設の稼働を停止することを前提として、ガスなども大気質の汚染も逆にプラスの影響というところも書くべきだというような形になっていますが、実際、将来的に古いものも臨時でまた稼働させるということになると、二つの発生源からの大気汚染ということも生じる可能性があると思います。実際にそれぞれ新型のものをつくるのであれば、その新型の施設からどれだけ出るかということもしっかり議論を EIA レポートの中には書くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

山田 新型機の影響ももちろん評価しています。それから、3号機や8号機のオペレーションを停止するというのは、もうこれは確実なようでして、その後、実は6号機と10号機というまた別の古いユニットがあるんですが、そこまで止めようかどうかという話があるんですが、そこはちょっと不確定なものがあるので、一応今回は3号機、8号機の合計で310メガワット、今回新しくつくるのが450メガワットクラスですけれども、そういう対応関係で影響評価しています。

田中副委員長 はい、どうぞ。

柳委員 大気質でちょっと確認したいんですけども、この排出基準を満たす見込みと書かれているので、先ほど説明のときに煙突の高さを60メートルから90メートルとか、その高さの話に関連でされたんですけども、この測定場所というのは煙突でされているのか、それとも敷地境界線でされているのか、その点ちょっと教えていただければと思いますけれども、日本も昔は敷地境界線でやっていたので、高煙突方式をとって拡散させるということをやっていたんですが、現在はみんな煙突ではかっていますので、そういう問題は起こっていないんですけども。

山田 ウズベキスタンの排出基準が煙突ごとに拡散後の地上での着地濃度基準というシステムになっていまして、測定の地点についてはナボイ市ではかっているということでございます。

柳委員 そうすると、ナボイ市の中に測定点があって、そこでの着地濃度をはかっている。だから、その発電所からの一定の距離のあるところで、離れたところで測定していると、そういうことなんですか。

山田 はい、さようでございます。

柳委員 すると、かなり距離があると拡散されるので、発生源は結構高くても着地濃度でやるとかなり低くなってしまおうと、そういう問題になるということなんですね。わかりまし

た。

田中副委員長 はい、どうぞ。

日比委員 2点ばかり教えていただきたいと思います。自然環境のところなんですけれども、この上の確認事項のところ保護地域がない、貴重種がないということなんですけれども、これはつまり自然環境には影響がないという評価という理解でいいのかということが1点目。

それから2点目、以前もこのパターンで何度か言わせていただいたんですが、先ほど確定したもののレビューの議論をしているというのが若干据わりが私は悪くて、実質的に作業を進めていくということは、それはそれで重要だと思いますので、こういう進め方自体を否定するものではないんですけれども、この助言委員会も公開ですし、何か一言、例えば案段階の助言の対応として作業して準備していたんですけれども、先ほど確定したので、何か一言そういうのを入れて、ここにいる人はいいと思うんですけれども、やっぱり外部の人たちが「あれ？」と思わないような形はちょっと工夫していただければと思います。単純にさっきもし確定していなかったらどうしたんだろうなと思っちゃったりしますので、その2点です。

田中副委員長 いかがでしょうか。

山田 1点目はご指摘のとおりでして、上に書いてある事項を確認しておりまして、特に審査でこの環境レビュー方針に取り上げるべきものは特にないと、そういうことでございます。

河野 2点目は審査部のほうからですけれども、ご指摘のとおりだと思いますので、今後は気をつけたいと思います。ありがとうございました。

田中副委員長 ちょっと私のほうから補足ですが、先ほど大気排出量の話がありましたですね。私もドラフトファイナルを読ませていただいて、確かNO_xとか、それからCO₂とか、あとSO₂について一応排出量でも現行のと、それから新規稼働の場合に、どのくらい見込みになるかということは計算、要するに試算はしているんですね。確かそのデータがどこかに載っていたと思います。そのうえで、ですからNO_xについてはあまり変わらないんですかね。あまり変わらないように確か思いました。他の項目はよくなるんですね。SO₂なりCO₂はよくなります。特にそれ、理由は天然ガスか何かに切りかえることで大幅によくなるということです。そこで、ここでもあるようにNO_xについてはきちんとしたシミュレーションをして、着地濃度も含めて推定していると、確かそのように記憶しております。

はい、どうぞ。

清水谷委員 その大気汚染のところ少し確認したのですが、先ほどの説明の中で、結局、

1カ所の中に複数の発電施設があるということですが、その場合は、cumulative impact といいますが、累積的影響というような概念も視野に入れて報告書というのを書くべきではないかと思います。例えば今、複数の火力発電所が動いていて、それでもう1基増設した場合は、結局全体的にその地域でどのくらい上がるのかというような試算をやったうえで、方策を議論することが望ましいと思います。それを行うことで、だからこそその何号機をやはり稼働停止するという結論に対する根拠にもつながると思います。繰り返しますが、1基だけではなくて、全体で今どのくらい悪くなっているか、その地域の大気質が悪くなっているかというようなところはまとめられておいた方がよいかと思います。

山田 先方のやっているEIAのレベルでは、実はこの2月に承認をとる前にやり直しをさせられていまして、国家自然保護委員会が確かその前の年の11月か何かに出したものに対して、今おっしゃっていただいたように短期の今回の2号機のものだけを評価して出したものですから、それはやり直せということで累積的な影響を加味したものを直し出したものがこの2月に承認を得ているというものです。当然、我々の審査においてもそういう視点でご指摘いただいたような点を踏まえた見方をしてみたいと思います。

田中副委員長 何か。松本委員。

松本委員 これはあまり本質的ではないんですが、いつも書き方で気になるのが助言対照表の8番なんですけれども、インタビューが無作為抽出であったと書かれると、職業とか性別とか年齢とかを加味して標本調査として代表性を持った調査をしたというふうに私はとってしまうんですね。でも、これはどういう無作為調査だったのかちょっと教えてほしいんですが。

小早川 いわゆるシステムチックなちゃんとした無作為抽出ではなく、実際に現地調査をする中で、ではここに行ってみましょうということでぱっと入ってインタビューをするという形で、恣意的なことはやらずに選んだという趣旨で無作為抽出と表現しました。

松本委員 いや、それはやはり社会調査を勉強した人間がもしいれば、それは変だよねと言われてしまいますし、反対しそうもないという恣意性は入っていないかもしれませんが、道路に近い人を選んだという恣意性があり得るかもしれませんが、それはやっぱりそういう調査が無作為抽出だというふうに書かれてしまうと、僕は賛成できないと。従って、今おっしゃったように、具体的にこうやって選んだというふうに書かれたほうがいいんじゃないかと思います。

小早川 わかりました。ありがとうございます。

田中副委員長 さて、何点が重要なご指摘もいただいたようなんですが、言うならばこの環境レビュー方針の A3 の紙ですね。ここに追加的に何か盛り込むような必要がある、あるいは盛り込んでもう一回整理してほしいと、こういうことを出すか、あるいは改めてもう一回環境レビュー方針についてワーキングを開催してと、そういう選択肢もあるかと思うんですね。私も今まで議論を聞いていたところ、例えば非正規住民に対する扱いであるとか、あるいは解体廃棄物の扱いとか、あるいは累積的な影響といったような点、特に大気関係でしょうか。こういうことについて、例えばこの環境レビュー方針なりにそれぞれについて確認することとか、つまりこの後ちゃんとしたフォローをしておく、ということの念を押しただろうかという印象は持ったものですが、そういうこのレビュー方針案に対する事項の盛り込みでよろしいか、あるいは改めてワーキングなどを開催したほうがよろしいかということは、これは委員の皆様にもちょっとお諮りしたいと思います、いかがでしょうか。私自身は何点かの点をきちんと盛り込んでもらえれば、これでよろしいのかなという印象は持ったんですけれども、松下先生、いかがですか。主査代理として今日はご報告いただいたわけですが、

松下委員 田中副委員長が言われたように、今日出ました議論でレビュー方針に改めて盛り込むべき事項、確認すべき事項を確認したうえで、特にワーキンググループは設けないということでもよろしいのではないかとこのように思います。

田中副委員長 特にご意見を出された原嶋委員だとか岡山委員はいかがでしょう。

原嶋委員 口火を切ったので一言、基本的には今おっしゃったとおりでもよろしいかと思えます。先ほどのちょっと詳細な点で申し上げれば、非正規住民の土地についての表記は、ちょっと若干誤解を招く可能性がありますので、直す必要がありますし、解体廃棄物のインパクトについてはちょっと大きな問題で、未知な部分もありますし、スコープの範囲外ということは明確ですが、リファーいただくなどの対応が必要だと思えますし、他の点もあるかと思えますので、このレビューについてはもう一度精査していただいたうえで、これで結構だと思えます。

田中副委員長 そうしましたら、これは委員会にメールで一回投げていただいて、それで確認する、前のワーキングメンバーが今日松下主査代理にご報告いただいたわけですが、このメンバーの私と松下先生等が中心的に確認するということを含めて、そんな対応で整理をさせていただくということでもよろしいでしょうか。一回全委員にメールで投げていただきますが、特に表現レベルでおかしいことがあれば直していただいて、それを含

めてワーキンググループが窓口でやらせていただくと、そういうことで整理したいと思いますが、よろしゅうございますか。

そうしましたら、委員のほうにもう一度この修正案を投げていただいて、それを確認して、確認ということでワーキングは開かないという段取りで進めたいと思います。ありがとうございました。

一応ここまで参りまして、その他という案件になりますが、まず事務局のほうから何かその他でご用意されていることはございますか。

河野 いえ、特にございません。

田中副委員長 そうしましたら、冒頭にご発言がありました満田委員からの案件、問題提起があるということです。それで、全員に昨日のお昼ごろでしたか、満田委員から全委員にメールが出て、多分お読みになっていない方もいらっしゃると思いますので、一応メールの趣旨ですか、皆さんに投げかけられた趣旨をごく簡単にご発表いただいてから、この扱いについての審議をしたいと思います。よろしゅうございますか。

満田委員 資料をお配りいただいたほうがいいんじゃないかと思うんですが、JICAさんのほうで一応コピーは用意されているということ……。

田中副委員長 メール本文のこと、問題提起の趣旨を少しご紹介いただきたいなと思っているんです。内容ではなくてメール本文のほうですね。

満田委員 すみません、私もちょっとものが手元にないとなかなかしゃべりづらいんですが、これは私の問題提起といいますのは、ミャンマーのバルーチャン水力発電所という事業についてです。昨日皆さんあてにメールをしたんですが、このバルーチャンの水力発電所事業というのは少々特殊な事業でして、かなり昔に建設事業が行われたという案件です。戦後補償の一貫として1954年に第1期の工事が行われて、それが1960年に完工しています。第2期が1974年に完工しているという既に完成された案件です。ところが、その補修事業を円借款で出したり、あるいは無償資金協力として実施したりしています。

ところが、ご存知のようなミャンマーの民主化をめぐる動きもありまして、しばらく日本及び諸外国のミャンマーに対する援助というものはストップしていたというふうに理解しています。ちょっとその表現が正しいのかどうかは、それが適切なのかどうかはちょっと知っている人に補足していただきたいんですが、このたび本格的にODAが再開ということになりまして、その流れとして、このバルーチャンの第2水力発電所改修事業というものが浮上してきました。それについてJICAが2012年、去年の4月及び6月から今にかけて2回にわ

たって協力準備調査を行っています。

私の問題提起というのがこれは恐らく JICA としては継続事業としてとらえて、昔の事業の改修事業であるので、環境ガイドラインの適用外というふうにとらえたのかなと勝手に想像しているんですが、ということで協力準備調査をかけたけれども、環境社会配慮助言委員会にはかけなかったのかというふうに想像しています。ちょっとそれが正しいかどうかは JICA に確認したいところなんですけど、ただ、私の問題意識としては、この改修事業といえどもこれだけ時間があいているということから、これは本当は新規としてとらえるべきであったのではないかというふうに個人的には考えています。とはいうものの、既に G/A 締結、G/A というのは贈与契約、無償資金協力でやる改修事業ですので、Grant Agreement、G/A なんですけど、それがもう3月には予定されているというふうに聞いています。ということでお急ぎなのかなというようなことは考えています。

ただ、このバルーチャン水力発電所については、これは非常に甚大な人権侵害が生じた事業としてメコン・ウォッチも、そして国際的な NGO も、そして現地あるいは亡命している市民たちもとらえています。建設当時、1 万以上が強制移転させられまして、その大半は補償なしというふうに報告されています。それから、1960 年、この地域、カレンニー州という場所なんですけど、紛争地帯で少数民族の方々が戦っているというような状況にあって、そういう方々からインフラを守るためということなんだと思うんですけど、ビルマ国軍が施設を守っている関係で、対人地雷が布設されたわけですね。それによって大変な被害、それも武装勢力のみならず住民の方々に大変な被害が生じた。そしてまた、この増派された国軍兵士による非常に残虐な強制労働や住民に対する残虐行為が行われたという事業でした。これは本当に日本の ODA 史に残るような、本当にひどいことがいろいろ行われたと思っています。

それから、もっと環境的な面からいえば.....

田中副委員長 つまり助言委員会にかけたいというその趣旨をもう一回説明していただいでよろしいですか。ですから、本文のほうですね、繰り返しますとメール本文。

満田委員 助言委員会にかけたいという趣旨は、以上のように環境社会的な意思を伴っている関係上、この協力準備調査に対する通常のスコーピング案あるいはドラフトファイナルレポートに関しては、もはやかけないということで過ぎてしまっているんですが、ただ、以上のような理由から、今後やはり JICA としてもモニタリングが必要とされる案件であることは間違いのないというふうに考えているんですね。ですから、それについて若干イレギュラーな形になると思うんですが、この助言委員会に対して報告をしていただきたい。そして、

JICA のモニタリング体制ということをお教えいただきたい、そういう提案です。

それについてちょっと今日無理であるのであっても、次回の助言委員会において取り上げていただきたいということです。

田中副委員長 少し前置きが長かったんですが、趣旨としてはそういうことのようにです。

それで、私のほうと実は村山委員長とも連絡を取り合ったんですが、今まで委員のほうからある種、議題を申し出て、こういうことについて助言委員会で扱ってほしいあるいは審議してほしい、対象にしてほしい、こういうことは今まで確か私の記憶では例がなかったように思うんですね。

そこで、少しその点の交通整理をしておいたほうがよろしいのではないかとということで、どういう場合であれば扱う、つまりもしそういう交通整理がありませんと、いろんな委員がいろんなことを持ち込まれるという可能性も生じてきますので、そこは助言委員会の所掌範囲との関係でどこまでをこの委員会として扱うのか、明らかにしておく。それから、今の満田さんからのご説明もあったように、個々いろいろな問題点があるとすれば、それは本来別ルート、苦情申し立てとかそういうこともあろうかと思しますので、それは JICA としてきちんと JICA に対して、こういう扱いについてすべきだということを申し立てるということは留保されているわけですから、そういうルートもあるだろうということで、まず、交通整理ということで、いわゆる委員からこういう申し出があったときに、どんな場合にまず助言委員会として、では全体審議にかけるのか、あるいはその場合はどういう手続が必要なのか、そこについて他の委員の皆さんに伺いたいなと思っております。

満田さんは当事者ですから、今ご発言いただきましたけれども、他の委員の皆さんから何かこの件について、今の私が提起した問題提起についていかがでしょうか。

はい、どうぞ。

松本委員 基本的に扱うか扱わないかという意味からいけば、助言委員会の目的に沿っていえば検討することは全然問題ないと。あとは、そこで助言委員の中にそれは扱うべきでないという異論がなければ扱っていくということで問題ないのではないかと。つまり具体的に手続上、例えばスコーピング案はどうであるとか、ドラフトファイナルはどうであるかという手続は細かく定められていますが、その中にはのってきませんけれども、しかし、助言委員会というのは大きな目的がありますから、その範囲内であるというふうに判断できれば、それは一旦議論し、異議がなければ助言委員会としてそれを議論していくということではないかと私は思いました。

田中副委員長 なるほど。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ、作本委員。

作本副委員長 作本です。

今、ガイドラインを5ページ見させていただきまして、この助言委員会の役割といたしますが、そういうものを2行ほど書いて、1-10ですが、読ませていただきました。ここではやはり協力事業に関する環境社会配慮の支援と確認に関する助言ということで広くとらえているわけですね。例えば私どもが扱った案件あるいは扱わない案件いろいろあるかと思うんですが、ただ、我々はやはり真摯に外からの意見にも耳を傾けるべきであって、所掌範囲という言葉はやっぱりちょっと頼まれてやっている委員会ということではあるんですけども、あまり狭く解釈すべきではない、つまりカテゴリ案件で、頼まれた案件だけをここで審査するというのが本来の目的ではないだろうと。それは肅々と責務としてこなすべきであるけれども、そういう狭く解する必要はないだろうということと、もう一つは、これは常設ということがありますね。この常設というのは、特に個別案件だけじゃなくて、常時この助言委員会を開催して、この体制を用意しているということでありますから、そこのその他のこういう項目であっても、できるだけ広くそういう情報をここに吸い上げてもらって、もちろん不服委員会等あるのは存じておりますけれども、すぐそちらへ向かう前に我々の考え方あるいは疑問というものを共有する立場にあるんじゃないかというふうに個人的には思います。

以上です。

田中副委員長 他にどうですか。はい、では高橋委員。

高橋委員 今回の案件ということではなくて、一般論としてですけども、二つあると思うんですね。一つはこの助言委員会の委員がこの案件を取り上げて審議して、助言をすべきだというふうに言うかどうかという点、それから、仮に助言すべきだということになったときに、この委員会そのものの開催権限はどこが持っているのかと。もし JICA ということであれば、委員会としてはその助言委員会でこの案件を取り上げてくださいということを要望するにとどまってしまうのかどうか、その二つの点で別の問題としてあるのではないかというふうに思うんですね。ですから、その辺を少し整理していただいたほうがいいかと思います。

田中副委員長 今の関係でいきますと、助言委員会は確か設置要項というのがありまして、所掌事項が割と明確に定まっているんですね。つまり、あらゆることに助言できるということではないんですが、ある程度役割分担、役割を明記した上で、その範囲で機能、開催をするということになって、そのためにはもうざっくりばらんに言えば、報酬、手当も支払われて

いるわけですね。つまり任意の集まりではなくて、やっぱりちゃんと趣旨、目的を持ったいわば委員会である。ですから、多分そのことと今、高橋委員がおっしゃられたことは関係しているだろうと思うんです。この所掌事項のところをご紹介いただいてもよろしいですか。事務局に何かスライドか何かで見せていただくとか、あるいは何かペーパーがあれば、そのペーパーを出していただいてもよろしいですが、いかがでしょうか。

柿岡 設置要領となりますけれども、こちらで特にパワーポイント資料を準備してはおりません。ホームページ等でも公開されているものでして、環境社会配慮助言委員会の設置要項として公開されているものです。本要項は国際協力機構が協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために設置する環境社会配慮助言委員会について、必要な事項を定めるものとするという目的をもって、第1項から第9項まで記載があるものです。

その中でかいつまんで申し上げますと、委員会の業務といたしましては、対象とする事業はカテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について以下の業務を行うということで、協力準備調査での助言、環境レビュー段階及びモニタリング段階において報告を受け、必要に応じた助言、それから、開発計画調査型技術協力に対する助言、緊急時の措置に対して早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断及び実施する手続の報告を受け、JICA から求められた場合には助言を行うことを対象としております。

その他、設置要項には委員会の構成、委員、それから委員長と副委員長、ワーキンググループの作業といったものが記載されています。ここでは、今の新ガイドラインのカテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件についてという枠組みと、さらに委員会は、JICA 環境社会配慮ガイドライン、いわゆる旧ガイドラインとなりますけれども、定められた審査諮問機関の役割も果たすことがうたわれているものでございます。

田中副委員長 少し早口でわかりにくかったかもしれませんが、私は、実はこのことが気になったものですから、手元にこの設置要項と、それから設置要項に当たっての運用の目安というのを、一応設置要項とこの運用の目安は、発足時に皆さんにお配りされているのではないかなと思うんですが、そういうのを手元に今日用意していただきました。もし必要があれば皆さんに配っていただくことでよろしいかと思いますが、それを読むと、確かに目的は割と近いんですが、必ずしも満田委員がおっしゃられたような案件が助言委員会の正式な議題になり得るか、委員会の業務になり得るかということ、やや距離があるような感じがいたします。

そこでどうするかということになります。つまりその他のようなものの項目を立てる必要

があるのかどうか、あるいはあくまでこれは JICA の設置されている委員会なので、委員会の設置要項のまず改正を求めて、そのうえで扱うことができるかどうかという判断をするのか、さまざまな手続が必要かなと思います。

そこで、直感的にもう一度繰り返しますと、どうも設置要項に照らすと委員会の業務としては、今回はどうも対象外になるように私は印象を持っています。ただ、作本副委員長、それから松本さんがおっしゃられたように、委員会の全体的な趣旨からすれば確かにかすらないわけではないかと、そういう扱いもありますので、さてどうするかということで、改めてまた皆さんにご意見を伺いたいと思います。

はい、どうぞ。

松本委員 基本的には扱ってもいいんじゃないかというふうには思いますが、もう一方で、今の副委員長のような考え方も加味したときの一つの目安は、この委員会で似たようなもので扱った案件がカンボジアの国道 1 号線であると。カンボジア 1 号線を本委員会の正式な議題として取り上げていないのは、2004 年のガイドラインの対象ですらないということが大きな理由、つまり今のブルーチャンと同じということになります。ですので、そのときは JICA 側から非公式な情報提供をしたいということで手当も払われず、この委員会の後開かれたという経緯があります。

逆に同じような非公式な委員会を委員の側からも依頼できるということで考えれば、この話をここで扱うことはできるというふうには思います。ただ、その場合、今、満田さんが希望していることが委員会の正式な議事として公開され、こういうふうな形で行われなければならないと考えているのか、それともやはりこういう第三者の助言委員会が実質的にそれを報告を受けてコメントができるということによって、所期の目的が達成されるのか、そこにもちょっとよるのかなというふうに思います。

ですので、まとめますと、個人的には委員会でこういうことを扱える方向に例えば次の設置要項の見直しとかのときには考えてもいいかなとは思いますが、確かにおっしゃるように、現要項で扱うのは難しいということになれば、そのカンボジアの国道 1 号線のときのことを引用するという事かなというふうに思いました。

田中副委員長 恐らく今ご指摘いただいたとおりかと思うんですが、多分非公式ということになると、恐らく助言委員会ということではなくて、委員有志が協議をするあるいは情報交換をすると、そういう何か位置づけになるんでしょうね。

はい、ではどうぞ。

満田委員 ちょっと皆さん、この案件をよく見てほしいんです。ちょっとカンボジアの国道1号線とは違うんじゃないかと私は思っていて、カンボジアの国道1号線は改修事業として第1期から第4期まで、区間で区切って淡々と順次やっていった案件なんですね。ただ、このブルーチャンの特殊な案件とはいえども、他の案件で水力発電所をつくったと。今の火力発電も同じですね。火力発電所があったと。そのリハビリをする。それに対して新規で扱うこともあるわけですよ。このブルーチャンの改修事業はちょっと今、たとえば悪かったかもしれませんが、ここまで時間がたって、一つの案件として見ていいのかということからして、私は本来であれば環境ガイドラインの適用を除外したところから実はきちんと検討したほうがいいと思っているんです、個人的には。それは JICA さんのご判断もあったと思うんですが、ちょっと私としては解せない、納得いかない思いでいるんですね。これは環境ガイドラインの適用としてきちんと開発協力調査から助言委員会の関与を JICA は求めるべきであったのではないかと心の中では思っています。言ってもいますが。

ただ、G/A の直前ということもあって、私としては割と現実的な提案をしたつもりなんです。もはやさかのぼって助言委員会にかけることができないのであれば、今の段階でやった開発協力準備調査の結果を見て、ではこれを先々どういうふうに生かしていくかということについて助言委員会にフィードバックしてくださいということだったら、今の段階でも十分可能なのではないかと。ですから、私がお諮りしたかったのは、これは私としては本来、環境ガイドラインの中で考えられるべき案件であると同時に、やはりこの環境社会配慮助言委員会でフォローアップするべき案件なんじゃないかと思っていて、つまりやたらめったらそこら辺にある事業を持ってきたのではなくて、助言委員会に本来かけられるべき案件なのではないですかということを持ってきているんですね。という意味で、ちょっとカンボジアの案件とは性格が違うのではないかと思っています。

田中副委員長 なるほど。はい、どうぞ。

岡山委員 石田委員もとてもびっくりしたと書かれて、私も結構びっくりしたんですが、やっぱりこのペーパーを読ませていただいても、私はすみません、満田委員と感覚としては多分同じで、本来であれば、これ継続案件ではなくて、やっぱり新規の事業として今のガイドラインにのせて行すべき事業なんじゃないかなというふうには個人的に思いますが、先ほど満田委員もおっしゃっているように継続案件としてとらえたかどうかということは、すみません、私はわからないので、まず JICA さんがどういうふうにかこの事業をとらえたのかということをご説明いただけたらと思うんですが。

田中副委員長 その前によろしいですか。今ご指摘があったのは、この問題提起されている案件がカテゴリ分類で対象外になっていると、その経緯がそもそもおかしいのではないかと、こういうのが満田さんから一番の問題提起で、そここのところを助言委員会としてきちんとかかわるべきではないかという話があったかと思うんですね。それで、その前に申し上げたのは、要するに、この助言委員会というのは審議対象とする事業というのは一応決められている。それに照らすと、今のご指摘のような話というのはなかなか読みにくい。基本的にはカテゴリ A に対して対象にする、それからカテゴリ B については必要に応じて対象にすると、そういう整理があるので、ではそもそもカテゴリ A とか B とか C とかいうのはだれが決めるんですかと、こういう問題提起かと思います。そここのところの扱いをどうするかというのは、確かに重要な案件なんですね。

もう一つは、こういう案件そのものの問題整理と、それから、委員の側から、つまりこういう形で議題の申し出が可能かどうか、先ほど高橋委員からもお話があったように、そもそも開催権限はどこが持つのかということがあって、そここの関係で、私は開催権限というのは JICA のほうが召集するんだけど、その委員長の名前で召集する形になるということで、ただ、場所の提供、それから、ここに係る経費の負担、それから、ある種の手当の支給、これは JICA が行っているんで、そういう点では JICA に相当程度ある種責任があると考えます。責任の範囲で開催、今のところは毎月 1 回の開催と、こういうことが行われているんだろうかと、そういう理解しております。

そんなふうな私は理解しているんですが、改めて他の委員の皆さん、どうでしょうか、ご意見。いろんな論点が出ていますか、いかがでしょうか。特にないですか。

はい、どうぞ。

松行委員 少し議論を増やしてしまうかもしれないんですが、今、委員に議題を提案することができるかというお話をもし議論するのであれば、委員でもなく JICA 側でもない第三者がそういった議題を何らかのチャンネルでここにかけてくださいというのができるのかどうか、それで、できるとしたらだれが判断するかといったこともあわせて考えなければいけないんじゃないのかなと思いました。

田中副委員長 それでは、日比委員。

日比委員 カテゴリの問題があります。でも、今回はカテゴリというよりは時期が外れているということなのかなと理解しておりますので、というのがあるんです。それから、時期はどの時点のガイドラインあるいはそれ以前の云々というのがどこかに 10 ページですか、

ガイドラインの適用と見直し、ここに10年6月30日以前の要請云々とかそれぞれ書いてあるわけですがけれども、ここもどうなんですかね。本来的には環境社会影響を最小限にするというのが本来のガイドラインの目的であり、それに対して専門的、第三者的な助言をするのが委員会であって、本質的な時期がずれたからいい悪いという話では本来ないのかなと個人的には思います。

ただ、手続上、運用上どこかで線引きをしないといけないという運用上の必要性というのわかるんですけども、ただ、時期がずれているからやらなくてもいいあるいは対象にならないと言い切れるかという、そうではないんじゃないかなと。やっぱり一番大目標に照らし合わせて、もし甚大な影響があるというふうに考えられるのであれば、この委員会あるいはガイドラインで扱っていけないことにはならないのではないかなというふうに個人的には感じます。この案件自体がどうかというのは、そこまでどうこう今言えるだけのちょっと理解をしていないので何とも言えないんですけども、一般論としてはそのように考えます。

田中副委員長 ありがとうございます。他に、特にご発言されていない委員、いかがでしょうか。どうぞ。

鋤柄委員 ちょっと設置要項が手元にないのでよくわかっていないんですが、このガイドラインを拝見しますと、JICAは環境社会に対して配慮するんだと。そのためにさまざまなことをやります。その中の一つとしてこの委員会が設置されているというふうに私は思っているんです。ですから、カテゴリAですとかここに上がってこないものについても全然知らない顔しているのではなくて、何らかの検討はされていると。その中でどうしても助言が必要なものについてこの委員会に提示されていると、そういう確か設置要項の精神はそうなのではないかなというふうに思います。

ですから、先ほどおっしゃっておられたような第三者がこの助言委員会に対して、これについて討議してくださいとかそういうことというのは、そういうことはちょっと筋違いかなと。恐らくJICAがこのガイドラインの目的に沿って各事業を進めていかれるその一つの手立てとして助言委員会もあり、他のものもあり、その間の運用というのは、こんな言い方もちょっと無責任になってしまうのかもしれませんが、JICAがお決めになることというふうに、少なくとも設置要項があり、このガイドラインの上で書かれている役割がありということだと、そういうことになるのかなというふうに思います。

ただ、先ほど来、満田さんもおっしゃっているように、どうしてこれがかかってこないんだろうかと、そういう純粋な疑問といいますが、そういうものは当然生じると思うんですね。

それはかなり折衷的な言い方ですけれども、議題の中に必ずその他というのがありますから、その部分で質問事項といいますか、そういう形でお伺いするという、落としどころというのは変ですけれども、そういう形でお互い助言委員会のメンバーと事務局との間に不信感が生じないような、そういう運営の仕方というのは一定必要なんじゃないかなというふうに思います。

田中副委員長 ありがとうございます。他にはどうでしょうか。はい、どうぞ。

柳委員 先ほど 10 ページのガイドラインの適用と見直しのところのことについて日比委員が言われたんだけど、基本的にガイドラインの適用対象案件についてこれは定めて、2010年7月以降のものに要請を受けたプロジェクトについて新ガイドラインを適用して、それ以前のものについては旧ガイドラインで行うと。ただし、旧ガイドラインで行うにしてもただし書きがあって、協力事業の従来の手続に従うというようなことで、JICAはこの助言委員会にかけないでただし書きに従って、従前の手続に従ってこれはかけなかったというふうに考えるというのが一つの考え方なんだろうと思うんですね。

やはりでも、多くの人は事の内容を見ると、どうしてかけないのと。2012年4月に準備調査はJICAとして受けているわけですよ。12年4月、それから12年6月から13年3月がまたこれも補修計画の準備調査を受けているということですので、その点はやっぱりちょっとJICAから説明していただいたほうが事の内容がよくわかっていいんじゃないかなと、そういうふうに思います。

田中副委員長 わかりました。他にもし委員のほうから何か追加のコメントがあればですが、いかがですか。よろしいですか。

幾つか論点が出まして、一つは今回の案件、問題提起されている案件がJICAガイドラインと整合させた場合にどうなるんだと。照合した場合どういう扱いになるのかと、これは少し見解を聞いてみましょうと、こういうことになったかと思います。それ以外にいわゆる設置要項との関係で、業務の範囲をどこまである意味拡張するのかと。非常に厳格的に言えば、設置要項の範囲で行うということもあるし、それから、本来の趣旨、目的に照らせれば、多少はみ出てもよろしいんじゃないかと、乱暴に言えばそういう言い方もあるかなということかと思いますが、二つの意見があるということです。

それでは、まず1点目のことは事務局からご紹介いただきましょうか。

柿岡 ありがとうございます。まず、整合性というところですが、満田委員からの情報もいただいているとおり、もともとこの案件は、要請されたのは2000年ということで、

2004年版、それから2010年版のガイドラインの対象外という扱いとなっております。もとの案件そのものは3期分けで行われる予定だったものが1期のみでミャンマー側の政府の関係で中断したという経緯がございます。その後、2期、3期というところについて継続案件ということで今回進められてきているというものです。事業の中身といたしましては、大規模な改修というよりも既存の発電機、それから水車といった発電設備の機材リプレイス的な内容となっております。サイトという意味では限定的な場所となります。今回の内容につきましては、案件概要書と会議録というものが実は外務省の開発協力適正会議というものが開かれておりますけれども、第4回の適正会議においてこの資料と議事録が公開されている状況となっております。ですから、そういう意味で全く情報を対外的に出していないということではなく、内容としては外務省主催の会議の場でこれまで情報を公開している経緯をご参考までに紹介させていただきたいと思います。

それから、設置要項に基づいてということでございますけれども、こちら副委員長がおっしゃられたとおり、我々としては設置要項に基づいて今回については、このガイドラインに基づくという解釈をしているところでございますけれども、この設置要項そのものについて改めて考える必要があるということであれば、ちょっとお時間をいただく形になるかなというふうに考えております。

田中副委員長 今ご説明はガイドラインとの整合性、2000年の事案なので、これはガイドラインいずれにもかからないと、そういうご判断をしたと、これが一つですね。

それから、今、外務省の適正会議とおっしゃられました。これ、いつごろ開かれた会議ですか。

柿岡 2012年4月27日開催となっております。

田中副委員長 その会議でこの案件が審議されていると。

柿岡 はい。ミャンマーの他の案件も含まれているんですけども、そのうちの一つの案件として、外務省のホームページにおいて情報が公開されております。

田中副委員長 そういう経緯もあるということですね。

それでは、どうぞ。

松本委員 ちょっと追加ですが、開発協力適正会議委員なので申し上げますと、私は、これは新しい協力準備調査であり、新しいガイドラインを適用すべきだとその場で求めました。河野さんが確かあのときはいらっしゃったわけですが、ただ、残念ながら適正会議の会合では私だけでして、その主張をしたのが。他の人はそれを支持されなかったということで、こ

ういう状況になっているということでもあります。

田中副委員長 そこではつまりこの JICA ガイドラインに適合、いわゆる該当するかどうかという議論も一応行われたということでしょうか。

松本委員 そこまで深くない、要するに環境社会配慮については助言委員会があるということで、基本的には開発協力適正会議で突っ込んだ議論をする場ではない。そこではやはり要するに時のアセスではありませんけれども、2000 年で E/N が結ばれた案件がここへ来て、12 年たって調査をするのであるから、これは新規の要請と同じであろうという議論はそこではしましたけれども、そこでの河野課長の言葉を正確には覚えていませんが、だからといって今のガイドラインのことを全く考えないわけではありませんと。実質的にはそういうものをちゃんと見ますということを開発協力適正会議の中では発言をされていました。

ですので、もしその会議の場の話をごへ持ってくれば、実質的には 2010 年のガイドラインで見るといっているのであれば、それを見るという役割は開発協力適正会議ではなくて助言委員会にあるというふうに考えることも可能であると。正確な発言内容については、開発協力適正会議の議事録がありますので、私の理解では JICA 側からの説明はそうであったと。つまり 2000 年の E/N なんだから、ガイドラインは一切関係ありませんとはおっしゃらずに、基本的にはそういうものをちゃんと見ていくんだというふうな趣旨だったと理解しております。

以上です。

田中副委員長 その点、いかがですか。

河野 1 点ちょっと補足したいんです。当時答えたのは多分私ではなくて、河添のほうだと思います。それで、おっしゃるようにならぬ線引きをしなくちゃいけないで、それで、この案件の要請自体は 2000 年ということになっていますので、JICA としてはルールに基づいてその処理を行ったということでございます。ただ、全くガイドラインを無視するような形ではなくて、ちゃんと実質的にやっていくということで河添のほうからお答えしたのではないかというふうに思います。

田中副委員長 わかりました。背景が少しずつわかってきました。

さて、いろいろ状況がわかってきて、JICA のほうになぜこれを適用除外といいますが、ガイドライン外にしたかという背景もわかりました。そのうえで改めて、では問題提起がされたこの案件についての扱いをどうするかということになるかと思っております。私は少し結論めいたことを申し上げれば、先ほど松本委員がおっしゃられたように、助言委員会としては

やや正式議題として扱う、つまり正式議題というのは、この委員会の議事録を残し、あるいは委員会の報酬の範囲で、つまり正規の役割の範囲で扱うのはちょっと難しいのではないかという印象を持っています。これは、確かに趣旨、目的は、環境社会配慮の趣旨、目的に照らせば該当はしそうなんですが、しかし、その委員会の設置要項というものがあって、一応私どもはそれに基づいて任命されて、役割責務を果たしているわけで、やっぱりその範囲に限るのが一つ根拠としてはあり得るんだろうと思います。

それで、もしそうでない、なぜそういうことを厳格に主張するかということ、もしそうでない要請を我々が JICA 側から受けたとき、つまり設置要項に基づかないことを審議してくれと言われたときに、私たちは、やっぱりそれは、これはもともと役割外のことだから、審議というか私たちを拘束する理由はないはずですよと、こういうことを申し上げる権利があるわけですね。あくまで要項というものがあ意味、委員と委員会と JICA 側の合意でありまして、その範囲で役割を果たすということが前提になっているので、私はそこに帰着したらよろしいのではないかということです。

ただ、排除するわけではなくて、しかし、関心ある委員がこの問題について集まって、あるいは情報交換する、情報共有する、あるいは委員として場合によっては先ほどどなたかがお話ししたように、疑問点があればその疑問点についてただすと、まさにその他の案件ですね、助言委員会の中で。つまり審議はしないけれども、どういう考えでどうしたんですかという経緯を確認すると、そういうことは当然ながらあり得るので、そういう扱いにしたらどうだろうかという印象を持っています。

先走って私自身の見解を述べさせていただきましたけれども、他の委員の見解もあろうかと思しますので、どうぞご発言をいただければと思います。

はい、どうぞ。

満田委員 私は時間をかけてみんなで議論して通常の協力準備調査にかけているような案件などのように、時間をかけたワーキンググループの審議をしたいということではないんですね。ただ、先ほど申し上げたような状況なので、私としては幾つか JICA にお尋ねしたいこともある、確認したいこともある、それもあくまで環境社会配慮ガイドラインとの兼ね合いという範囲内ではあるんですが、JICA にお尋ねしたいこともありますし、JICA もその環境社会配慮ガイドラインは実質的には適用されるというふうなお考えということが今わかりましたので、であるならば、例えば G/A 締結に当たっての対応あるいはその後のモニタリングについて、それは助言委員会に報告されるのは、別にこの設置要領に照らしてもそれほど

逸脱したものではないと思っています。

ですから、むしろ有志の委員が集まって議論するというよりも、JICA にこの委員会に報告していただきたいという提案がメインなんです。だから、ちょっと別途会合を開いてというようなところまでの時間をとったりするようなことよりも、この助言委員会のその他というような場でお時間を 30 分なりいただいたほうが適当なんじゃないかと思ったわけなんです。

田中副委員長のおっしゃる要はおのずと範囲があるというのは、それは私も賛成で、基本的には設置要項に基づいて環境ガイドラインとの整合性なり環境ガイドラインに基づく環境社会配慮について議論すべきだということは思っていますし、それは一義的には JICA が決めることなんだと思いますが、私たち委員からの提案もあってしかるべきだと。それはそんなにぼこぼこ出ないことは今までの経験則からしても、それほど心配することはないんじゃないかという気がしています。

田中副委員長 1 点だけ補足しておきますと、JICA の環境社会配慮ガイドラインがこの案件も含めて適用されるというのは、これは文脈から理解すれば、実はすべての開発案件にその考え方、精神が適用されるんですね。ですから、本案件だけに実質的に適用しているわけではなくて、JICA の考え方は、JICA が扱う、つまり A であり B であり C である案件について、この環境社会配慮ガイドラインに沿ってその精神を生かして環境社会配慮に努めてもらうと、これが大前提だろうと思うんですね。ただ、助言委員会がどこまでそのところについてきちんとした精査をした審議なり対象にするかということ、一応 A 案件プラス必要において B 案件だと、こういう取り扱いの前提があるんですねという確認でよろしいですかね。

はい、どうぞ。

岡山委員 確か以前に 1 度パキスタンだかアフガニスタンだったか空爆を受けたところで、非常に緊急性の高い事業ということで、井戸を掘るという案件があったかと思うんです。そのときには、もうあまりの緊急性によって既存の今のプロセスをすべて踏むことができないという報告があって、我々は、でもその報告を聞いてなるほどといってここで納得したことがあったと思うんです。同様に今回のような事例もそうそうたくさんはないとは思いますが、本来であればカテゴリ A として入ってくるであろう過去の事例として、もしこういうことが発生するのであれば、同様にやはりここで協力準備調査があるときにそういうご報告をしていただけたらいいなというふうに思うんですけれども。

田中副委員長 今回は緊急時の案件じゃありませんが。

河野 今おっしゃられた緊急時の案件で、それはガイドラインに基づいて処理をしたとい

う話ですので、ちょっと趣旨が違うのかなという気がします。

あとこの案件は、私の理解ではカテゴリ B 相当なんじゃないかなと思います。

柿岡 すみません、ガイドライン適用外ということで A、B、C というものはないのですが、先ほど申し上げた機械のリプレイスということでカテゴリ A に相当する案件ではございませんということは一応お伝えしたいと思います。

田中副委員長 他の委員でいかがでしょうか。もしご発言されていない委員がいらっしゃって、このことでぜひということであれば、はい、どうぞ。

二宮委員 意見表明でしかないのですが、大体今の委員の皆さんのご意見、すなわち今の枠組みの中では俎上にのせるのは難しいということ、ただし、問題が非常に大きいものであるという認識は共有されたというようなことについては私も非常に納得をしております。

それとあと、先ほど松本委員がおっしゃってくださった河添さんだったということですが、部署は変わられたけれども、その当時 JICA の担当者としておられた方が精神としては当然全く関係ないよというふうに横に置くわけではないと、それは非常に全うな考え方というか問題意識だと思うんですね。やっぱり 10 年以上経つと社会状況、自然状況が変わるというのは、これほどこの国でも同じ、我々の生活感覚として非常に理解できると思いますので、最初の意見表明でしかないということに戻るんですけども、私としては、個人的には枠とかルールとかということではなくて、そういう思いを JICA 側の担当者の方が持つておられるのであれば、この場で何らかの報告を聞いてみたいなという気は非常にいたします。

田中副委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか、大体。

およそ意見を聞いてみたいという人と必要ないのではないかという。私なんかはどちらかというところに近いんですがという方と、あるいはご発言されていない、意見表明されていない方といらっしゃるように思います。どういたしましょうか。なかなか委員会として集約をするのが難しい、つまり本件の扱いについて、つまり意見を聞くということもできないし、聞くということで意思統一することもできないし、意見を聞くというのは、つまりその他の議題として、一応委員会として議題にして扱うということですね。それから、逆に言うと、いや、それは排除する、排除するとかどうぞ有志でやってくれと、こういうことでもなさそうな感じでもありますので、なかなか難しいですね、扱いが。少しペンディングにして、もし満田委員が個人的に疑問があるようでしたら、個別に事務局に問い合わせをしていただいて、なぜこれが該当しないのか、どういう経緯なのか、必要があれば、場合によっ

ては文書で回答してくれとか、それは必要な範囲でやっていただく。そのことを含めてさらに申し立て、不服申し立てあるいは苦情委員会があれば、そういうところにもその扱いがおかしいということを含めて出していただく。それが一つの対応措置かなと思うんです。

松本委員 申しわけありません。若干副委員長、まとめ方が強引ではないかというふうに思います。つまり私は今、副委員長がおっしゃった意見は、副委員長以外の方から明確に述べられていないと、そういう受けとめ方をしております、おおよそその他で報告事項として扱ってもよさそうな議論が主流のように思われるんですが、そこをちょっともう一度委員の方に確認したいんですが。

田中副委員長 私もご発言をされていない委員がどういう意見分布かなということは関心を持っております。

はい、どうぞ。

松下委員 満田委員が言われているように、個人的に聞くというよりは、全体の場で質問していただいて、その回答を委員全体で聞かせていただくことを期待します。内容によりませんが、それをやっていただいたうえで、コメントなどもできます。環境社会配慮助言委員会委員として、JICA に対して委員会の委員の立場から質問し、それに対する回答を聞いたうえで、今後どう扱うべきかを改めて委員全体で考えるということが望ましいと思います。

田中副委員長 他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

平山委員 私は、結論的には田中委員長代理の立場にどちらかという立たざるを得ないと思うのですけれども、この手の議論というのは以前も助言委員会の責任と、それから JICA の責任ということで、もっと大上段に構えた議論のときに申し上げたのですけれども、結局のところ、そういう開催権限とか審議をする権限というのは、その裏にどうしても責任というものがあろうと思うのですが、聞いて、理解して、何か意見を言ってというだけで済むのではなくて、その意見がそれなりの責任とともに JICA に伝えられて、そして、それを JICA 側はやはり責任を持って何らかの判断をされるという立場におられるのではないかと思います。

そうすると、案件が、確かに満田委員がおっしゃることは非常によくわかってそれからよく調べていただいてありがたいと思うのですけれども、これをどのように処理するか、それから、これを助言委員会としてどのように扱うかということについては、やはり助言委員会の委員としての責任においてどこまで関与するかという議論に私はならざるを得ないと思うのですが。

開催権限というお話が以前、私の右のお二人おられる方の共通した指摘であられたと思うのですが、その反面に私は責任の問題があるということで、それをきちんと整理してあるのが先ほどおっしゃいました設置要項の委員長代理がおっしゃっておられるところに書いてあることで、それで、先ほどちょっと早口でお読みになったのでよく聞こえなかったところではあるのですが、明らかに言っておられたのは、取り上げるかどうかというのは JICA のほうの判断で決めるみたいなことが確か短い文章でどこかにあったような気がするのですが、そこを、これは田中委員長代理が言われたように変えるのか、一定の申し出があった場合、に変えるのかどうかということに結局は落ちていくのであって、それが変えられていないということであれば、私は立場としては田中委員長代理のおっしゃったことをサポートせざるを得ない、心情的には確かにこれ、関与するべきではないかなという気持はあるのですが、結論としては田中委員長代理の立場に私は賛成いたします。

田中副委員長 早瀬さん、どうぞ。

早瀬委員 ちょっと勉強しながら、私が話を聞きながら確認したかったのは、JICA さんがこの場に諮られなかったということの正当性があるのかどうかということについて少し気にしながら聞いていたんですけども、そこに関して言うと、開発協力適正会議ですか、その場ではルールどおりやりますよという発言をされたうえで、カテゴリーの分類の中で今回は諮らなかつたんだというご説明だというふうに理解したんですが、そうであるとすると、それは正当だというふうに私も判断できるというふうに思います。

ただ、JICA さんのほうのこの環境ガイドラインをつくられたり、環境方針をつくられたときの透明性を確保するだとかそういうふうな視点からすると、こういう疑問が出てきたときに何らかの形で説明していただけたらいいんじゃないのかなというふうに希望したいというふうに思います。

田中副委員長 この件でまだご発言されていないのは、原嶋さん、どうですか。

原嶋委員 その他、情報を皆さんで共有すること自身はやぶさかではないと思いますけれども、メコンの第 2 架橋でしたか、前の件でも私ちょっと委員でありましたけれども、お話を伺っても、委員として何か問題解決にどのくらい寄与できるかというのはなかなか現実には難しい面がありまして。そのときも感想としては思いましたけれども、異議申し立ての制度を利用するとか、あるいは場合によっては、なかなか要件を満たすのは難しいんでしょうけれども、司法の場をかりるとかそういうことをまた考えていただくという可能性というのはどういうふうに議論されているのかちょっと知りたいところなんです。

あと一点、適用されるのか適用されないのかというその議論については、ちゃんとクリアにしておいていただいて、場合によってはペーパーで残しておくというようなことは必要だと思いますけれども、結論から言うと、お話を伺うこと自身は別にやぶさかではないけれども、実は実際、それを我々が聞いても、勉強にはなりますけれども、なかなか委員として何かできるかという、メコン川の第2架橋の場合もそうでしたけれども、なかなか何をしたいかちょっとその段階では思い当たらないという結果になることが現実的ではないかと思えます。

あと、個人として例えば大学の教員とか少額ですけれども納税者ですから、納税者とかそういう形で何かアピールする、それはそれで当然あると思えますけれども、委員としてはやっぱりかなり現実的には限界があるんだと思えます。

田中副委員長 ありがとうございます。谷本委員、いかがですか。すみません、ご発言を。

谷本委員 三つぐらいのステップを考える必要があるんじゃないですかね。結論というか、満田委員のものを取り上げるとして。まず、ですからやっぱり入り口は委員会の規定でしょうね。これはやっぱり何らかの形で、つまり、二つ目の委員からの提案、その他からの提案ということをするには、やっぱり規定を変更していくということが二つ目のステップだと思いますね。

1 点目は、ですから、今の規定である限りは、これは取り上げるのは難しいと言わざるを得ない。ですから、私は2点目で規定を変えていただきたいということですね。これは希望です。

3 点目は、もう一つやはりカテゴリ A だ、B だ、そこで重要だというところ、それをやはり必要であれば我々からきちんと JICA のほうにお願いしてもう一度見直しなりそれをやっていただくというふうなことで、こういう三つのステップをやっていただくことがやっと満田さんのご希望に沿えるんじゃないかと思えます。やっぱり次長もおっしゃっていました。これ、逃げじゃないと思うんですね。今回は部分を変えるんですと。ですから、カテゴリには当てはまりませんと言われたら、これは、我々はのまざるを得ないと思えます。

田中副委員長 ありがとうございます。では、清水谷さん。

清水谷委員 私はやはり JICA さんがある程度責任を持っていると思ひまして、まずカテゴリ A になっているのか B なのかどうなのかというのは、まず JICA さんが決められてこちらに上げられるわけですから、それを委員会に出てきてからやっとそれが我々は議論ができる状況であると思ひますが、逆に助言委員会のほうからこれは違うのではないかというよう

な逆提案もあっていいと思います。すなわち、この委員会で提案をして、JICA 側にお伺いをするという形をとれば問題ないという気がします。結局カテゴリ A なのか B なのかというのは、今のところ一般的にはもう JICA さんのほうから基本的に判断されたものがこちらに来るという形になりますが、逆に我々としてもそれが納得をする必要があると思うので、先ほど谷本委員がおっしゃられたように、これが本当にカテゴリ A なのか B なのかそれ以外なのかというところは、しっかり説明責任が JICA さんにはあるという気がします。

河野 申しわけありません。ちょっと説明が悪かったのかもしれませんが、今、清水谷委員と谷本委員と早瀬委員からカテゴリの話がありましたけれども、本件は要請がそもそも 2000 年ですので、ガイドラインがなかったころの話なんですね。ですから、カテゴリ分類はしていませんし、対象外ということなんです。ですから、扱いとしてはカンボジアの国道 1 号線の例がありますけれども、あれも要請自体はガイドラインができる前の話なので、カテゴリは分類してなくて対象外という扱いなんですね。ただ、経緯があって議論、情報提供差し上げたいということがあって、我々のほうから話はしたんですが、あくまであのときの扱いは助言委員会ではなくて枠外という形で整理をさせていただいたんですね。ですから、今回その他でやられるということは非常に前の扱いとは明らかに異なっていて、そこら辺をちょっと認識していただければというふうに思います。

田中副委員長 はい、どうですか、作本さんとか、松行さん、どうですか。

松行委員 私は基本的に谷本委員と同じ意見でして、今回に関してはやはりその要項に従わなければいけない。それで、もし大多数の委員から、やはり委員から議題が上げられるようにしたほうがいいというのであれば、要項の改正についてここで議論をすべきだと思っています。

田中副委員長 ありがとうございます。柳委員、いかがでしょう。何か意見表明ありますか。

柳委員 先ほど言ったんですけれども、結局ガイドラインの適用対象案件というのは、2006 年以前のものでしたかね、それは従前取り組みでやっていることなので、本件では適用がないという整理がされたということですよ。それはそれで、アセスの実態では長期間継続案件でも長期中断したものは再アセスをするというのが手続上、制度的にあるんですね。日本はそうやってきたわけですがけれども、ただ、このガイドラインにはそういうことが一切触れていないんですよ。だけれども、触れていないけれども、従前の例でやっているということだから適用対象外になってしまっているわけですよ。だから、それをどうするのかと

というのは、このガイドラインをいじくらないと、なかなか直ちにではこれをその他でやれるかという問題が出てくるんだろうと思いますね。

基本的には、JICA から求められた協力事業を助言委員会がこなすということが前提になっているので、というふうになると、結局助言委員会と JICA との信頼関係がやっぱりもっと緊密にある必要があって、そもそもこういう案件についても委員のほうから言われて問題がこの場に出てくること自体がやっぱり十分な情報の交流といえますか、十分なのかなという懸念もそこへ出てくるので、本来であればこういう問題というのは適用対象外だけれども、こういうような予備調査が行われますとかそういうことが事前にその他の案件で JICA 側から言っていたら、それに対してそれを認識するということは可能だったはずだと思うんですね。

だから、もう再アセス的なものというのは手続的にはないので、ここで本来はかける案件ではないけれども、こういうものがありますよとできるだけ情報提供していただくということが僕は重要なんじゃないかなと思います。特に外務省の適正会議とかで話題になるような案件で JICA のものについては、できるだけここでもこういうことがありましたということ報告していただくということが僕は重要なんだと思うんです。

田中副委員長 むしろ積極的に話題提供してほしい、情報提供してほしいと。

米田委員、いかがでしょうか。

米田委員 今のご意見は私もちょっと実際に JICA がやられる場合には大変だろうとは思いますが、賛成したいと思います。

個人的には、やはり決まりは決まりだと思います。ただ、清水谷委員が言われたように、それでもやはり質問する機会は残しておいてほしいなど。副委員長もおっしゃられましたけれども、その他の場で質問する機会は残しておいていただきたいなど。決まりだからもう与えられたもの以外は何も発言できないということになってしまうと、ちょっと困るかなというふうに思っています。

田中副委員長 さて、ありがとうございました。皆さんから、ひとりひとりご意見を伺いました。もう予定の時間が過ぎておりますので、私自身もこの後予定がありまして、先ほどの私がまとめに入ろうとしたところ、少しみんなの意見を聞いたほうがいいのではないかというご意見もあり、時間を延ばさせていただきました。

大体ご意見を伺ってみますと、先ほど私が大体集約したように、大きく二つの意見の方向がことが確認できました。一つは、JICA 側から積極的に情報提供していただき、つまり助言

委員会として審議の扱いに含めたらどうだろうかという意見と、そうではなく、その枠外でやっぱり有志なりあるいはその他の時間をとってやったらどうかと、こういうご意見だったかと思います。

ただ、そのような場合でもその前提条件は幾つかあって、それ以外の付帯的なことはご意見がいろいろあり、例えば JICA からもう少し積極的に情報提供してほしいとか、あるいはこういうことをやるのであればきちんとした設置要項の改正であるとか扱いを審議する必要があるのではないかと、こんなことがありました。

さて、こんな状況ですので、本件について私としては、今日は委員長もいませんので、委員長にこの経緯をお伝えして、次回で結論を出したいというふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。皆さんには、長々とほぼ1時間近くこの案件だけで時間をとっていただいて、とてもいい機会だったと思います。それで、私自身はもう一回逆に言うと、この委員の側から何か発議といいますか、助言委員会の側から提起する、こういうことについてぜひ議論してほしいとかそういう仕組みもあってもいいのかなと今日の議論を通じて思いました。どんな形がいいのかわかりませんが、例えば事務局と委員長、副委員長、委員長・副委員長が実質的に会議を進めるわけですので、そこにある程度一定の期間の前に例えば今回のように、満田さんは昨日ですか、1日前なので整理の時間がなかったわけですが、事前に提起していただいて、それはどういう扱いをしたらいいとかか協議をしていただくとか、何かそういう確かに民主的というか開かれた形で進めるというのもあり得るかなと思いました。そこも含めて少し次回にもう一回持ち越したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか、そんなことで。

ともかく今日は、従って、満田さん、申しわけないけれども、議論に入らないということでもよろしいですか。

ということで、ありがとうございました。長々と、しかし、真摯に皆さんからご意見をいただきましたので、とてもクリアになったかと思えます。ありがとうございました。

それでは、よろしゅうございますか。今回の新年第1回目の助言委員会は、これにて終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

河野 スケジュールだけ、次回の全体会合ですけれども、2月4日月曜日、2時30分から JICA 本部ということでございます。よろしく願いいたします。

午後5時38分閉会